

## 三 水産業

### (一) 概説

日本水産 終戦後の日本は極端な食糧不足で、水産物は統制経済の枠内にあった。軍の徴用から解放された船舶は漁業へ集中し、制限された海域ではあったが、大企業・中小漁業・零細漁業いずれも総力をあげて、沿岸はもちろん、近海・沖合漁場で増産に努めた。その後、制限海域は逐次解除され、北洋・南極はもとより、太平洋・印度洋・大西洋へと日本漁船団の進出は目ざましかった。この間、二十四年に漁業制度の改革が沿岸漁業を中心に実施され、漁業の民主化と生産の増強が促された。自然に左右される漁業は古来から栄枯盛衰が激しく、安定生産への努力が漁法・漁具の改良へと進み、魚群探知機・合成繊維漁網等の開発と普及が、戦後の漁業界の大きな特徴であった。三十年代には漁船の大型化がすすみ、その上、海洋自由の原則を振りかざした日本漁業の発展は、漁業資源を枯渇状態に陥らせ、遂には世界各国から非難されるにいたった。

三十八年四月、国は日本水産資源保護協会を設立し、稚魚の人工生産を行って資源の培養をはかりながら漁業をすすめることを企画し、「漁業から育てる漁業へのスローガン」のもとに、沿岸各県の漁業の体质改善に増養殖事業の推進を促した。四十六年ごろから栽培漁業の体制づくりのため、沿岸各県に種苗施設の建設をすすめた。

世界の情勢は大陸棚の資源開発を目が向けて、連接する海面の自

國優先が唱えられ、領海一二海里、經濟水域、または漁業専管水域二〇〇海里の設定が世界主要国から宣言されるにいたり、期待をかけた日本の遠洋漁業の前途はますます狭いものとなつた。海洋自由の夢はなくなり、日本漁業においては、動物性たん白源の国内自給対策として、沿岸漁業の再開発が最重点政策となつてきている。

本県漁場の 本県の漁場は、北西部に外洋性の玄海、南部に広大な平野と、内陸部に松浦川・筑後川・嘉瀬川・六角川・塩田川等十有余の河川および佐賀平野に点在するクリーク群などの内水面からなる。

玄海は、東に内陸砂浜型の唐津湾、西に内湾泥型の伊万里湾、その中に岩礁地帯の東松浦半島が突出し、約二〇〇畳の屈曲した海岸線で連なり、前面に八つの離島を擁して、長崎県の壹岐と対峙している。水深五〇m内外で大小の天然礁が多く、水温一三～二七°Cで魚類の同遊の豊かな好漁場を形成している。この沖合に対馬暖流が通り、タイ・イサキ等の釣延縄、アジ・イワシ等の旋網、その他船曳網・小型底曳網などの漁船漁業が多く、内湾はノリ・真珠・真珠母貝・ワカメ・魚類養殖が行われてきている。

有明海は、島原海湾最奥部に位置し、水深が浅く、最も深い所で二〇m程度である。潮の干満の差が大きく、最大六mに達する。海岸線は約七〇kmで、その半分以上が干拓造成によって直線化し、沿岸部は広大な干潟を形成している。この干潟は肥沃な浮泥と河川水の流入による栄養塩類の供給を受けて、プランクトン等の餌料生物が多く、水温一〇～二八°Cで、稚魚の成育・貝類の養殖には好適であり、特に冬期のノリ漁場としては全国有数な生産地となっている。また、ムツゴロウ・ワラスボ・

ハゼグチ等、有明海特有の生物が生息している。漁業は、従来潮の流れを利用した源式網・刺網・竹羽瀬網・敷網等の小規模な漁船漁業、タイラギ採捕の潜水器漁業、カキ・モガイの地まき養殖業が主体であったが、ノリ人工採苗技術の開発以来、近年、ノリ養殖が主体となってきた。

内水面は脊振山系・天山山系・多良山系を源とする十有余の河川、北山ダム等のため池、佐賀平野のクリークに、コイ・フナ等が生息して、牧歌的な存在であり、また水田を利用した養鯉事業は農業の変遷とともに、その姿を変えてきている。

**本県水産・海面漁業は、北に波荒き玄海、南に干潟を抱えた有明海と業の動き** 性格の異なる二つの海を有しているが、管轄海域は狭隘あいで、古くから常に漁場紛争が多く、幾多の浮き沈みをくり返してきた。

玄海では、唐津・伊万里を基地とした以西底曳漁船や以東底曳漁船、沿岸漁村には旋網漁船を中心と/or>して、資源の枯渇・漁港施設の不備等から遂次姿を消し、タイ・イサキ等の高級魚を対象とした小型漁船漁業を主体に、養殖事業を取り入れた経営形態へと移行しつつある。有明海は、戦前からカキを中心とした貝類の宝庫であったが、台風・農薬等の災害から、体质改善を余儀なくされ、幾多の苦労を重ねながら現在では国内有数のノリの生産地を形成している。内水面漁業は水産業としてのウエイトは小さく、目立った発展はみられない。

**漁業制度** 占領軍の民主化政策の一環として、二十四年新漁業法が制定されて漁業制度の改革があり、「働く漁民に漁場を与える」という漁場の民主的再配分が実現した。しかし、この改革の際、有明海においては福岡県との間に「有明海漁区紛争」が発生し、約一年間にわたり紛糾

## 水産業の推移

区分 年次	純生産			就業人口			就業者1人当たり純生産	
	全産業 (A)	水産業 (B)	(B)/(A)	全産業 (C)	水産業 (D)	(D)/(C)	全産業	水産業 (B)/(D)
昭和 35	87,013	2,226	2.6	409,443	8,626	2.1	217	258
36	103,233	2,309	2.2	405,148	8,580	2.1	260	269
37	115,861	2,881	2.5	398,868	8,550	2.1	296	337
38	132,967	3,975	3.0	399,235	8,940	2.2	340	445
39	157,037	6,111	3.9	395,811	8,855	2.2	405	690
40	183,203	4,843	2.6	391,219	9,123	2.3	478	531
41	210,964	6,512	3.1	396,639	9,235	2.3	543	705
42	234,409	4,972	2.1	399,531	9,357	2.3	599	531
43	269,077	5,122	1.9	404,259	9,448	2.3	679	542
44	309,078	7,062	2.3	406,417	9,649	2.4	776	732
45	348,174	9,614	2.8	410,874	9,790	2.4	856	982
46	381,715	7,346	1.9	411,677	9,759	2.4	946	753
47	464,561	10,666	2.3	412,874	9,518	2.3	1,148	1,121
48	611,952	14,060	2.4	413,177	9,235	2.2	1,512	1,522
49	717,990	11,625	1.6	407,749	8,900	2.2	1,799	1,306
50	812,800	14,101	1.7	397,097	8,314	2.1	2,092	1,696

資料：県民所得推計結果報告書

した。

漁業団体 統制色の濃い旧水産業会が解散し、新たに水産業協同組合が発足したが、この性格は漁業権の管理団体的であり、また、浜浦単位の設立が多いため、協同組合精神に基づく経済団体としての活動は決して平坦なものではなく、合併や再建整備策がなされた。また、上部団体である漁協の連合体は、旧水産業会の解散問題、あるいは漁業形態の相違から有明漁連と玄海漁連の二者てい立となっている。

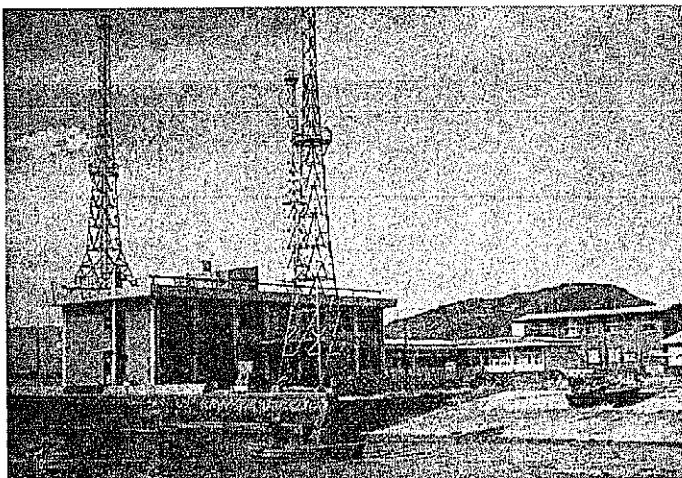
水産行政組織 昭和二十年当時は経済部水産課として、水産全般の業務を掌握しており、研究・指導の機関として水産試験場本場（明治四十年四月設置）を県庁内に置き、唐津市西唐津に松浦海出張所、藤津郡浜町（現鹿島市）に有明海出張所、佐賀郡高木瀬村（現佐賀市）に淡水養魚池事務所を設置していた。

一方、水産試験場では二十四年二月、漁業用無線局を場内に併設した。その後、漁業の近代化に対応した新しい試験研究業務の整備拡充をはかるため、三十八年から二か年計画で唐津市唐房に新築移転した。この間、二十六年二月老朽化した試験船の代船に「舞鶴丸」・三九tを建造、さらに三十六年六月には沖合漁業の開発をはかるため試験船「かがみ」・四七tを新造した。現試験船は、五十年七月、近代的な大型鋼船「かがみ」・八六tを建造して、沖合漁業の調査指導に当たっている。なお四十八年栽培漁業体制が本格化し、これを推進するため鎮西町に魚貝類種苗生産および種苗生産技術研究施設を建設中である。

また、有明海出張所は、二十六年七月有明海分場と名称を変更した。このころ国立の有明水産研究所誘致をはかったところ、二十七年八月、水産庁西海区水産研究所浜試験地が設置され、有明海分場の敷地・建物を県庁内に設置して、玄海特産の煮干を主体に製品検査を行っていた。

このように水産業の育成・指導に関しては戦前

から理想的な体制を整えていたが、戦時中から戦後にかけては食糧統制事務に追われ、意のごとくならず、二十二年九月に至り、松浦海出張所を水産試験場本場に昇格させて、行政組織の再建を始めた。二十三年一月水産行政は農林部に移管したが、三十年十二月再び経済部の所管となり、四十七年八月漁港課を設置して一課となつた。その後も行政事務が増大し、四十九年七月水産課を漁政課と水産振興課に分離して三課制となり、五十年八月には農業水産部に編入された。



昭和40年3月改築 水産試験場本場

採苗場を設置した。ノリ養殖事業の進展に対応して、三十七年八月には有明海分場を本場から分離して養殖試験場として独立させ、大浦ノリ人工採苗場を大浦分場とし、新たに川副町に川副分室を設置した。

四十四年には、ノリ人工採苗技術は、漁協や個人でも培養できるまで

に普及しており、県営の人工採苗事業は所期の目的を達成したことで大浦分場を閉鎖し、施設は太良町に譲渡した。

四十八年十一月には有明海中央部に位置する芦刈町住之江に養殖試験場を新築移転させ、川副分室も吸収して、県有明水産試験場と改称し、新時代への試験研究体制を充実した。

淡水養魚池事務所は、県財政再建に伴う出先機関の統廃合により、三十年十二月閉鎖し、施設は佐賀市に譲渡した。なお、佐賀市は業務を継承したが、農業事情の変化、都市計画の進展に伴い、四十五年八月に廃止した。

水産製品検査所は、戦後も魚介類配給統制事務を行いながら、玄海特産の煮干検査を行っていたが、経済の自由化に伴い二十六年十月水産製品指導所に改組し、検査と指導を併せて行うこととなり、加工研究所を佐賀郡嘉瀬村新村（佐賀市嘉瀬町）に、駐在所を唐津・呼子・名護屋・入野・伊万里に設けた。二十八年水産業改良普及事業が制度化されたため、水産製品指導所は同年十月廃止し、その業務は水産課内に新設された普及係が吸収し、研究所は水産試験場に移管された。

四十年四月、有能な漁業後継者育成のため、唐津市の県水産試験場構内に漁民研修所（現在の漁業研修所）を設置した。本県には水産高校がないため、同研修所は一年間の基礎研修、六か月間の専門研修（ノリ・魚類・真珠養殖）を実施して、五十年度末までに、基礎研修生八一人

（玄海四八、有明海三三）、専門研修生六五人（玄海六、有明海五九）を送り出している。

## 〔二〕 漁業制度の改革

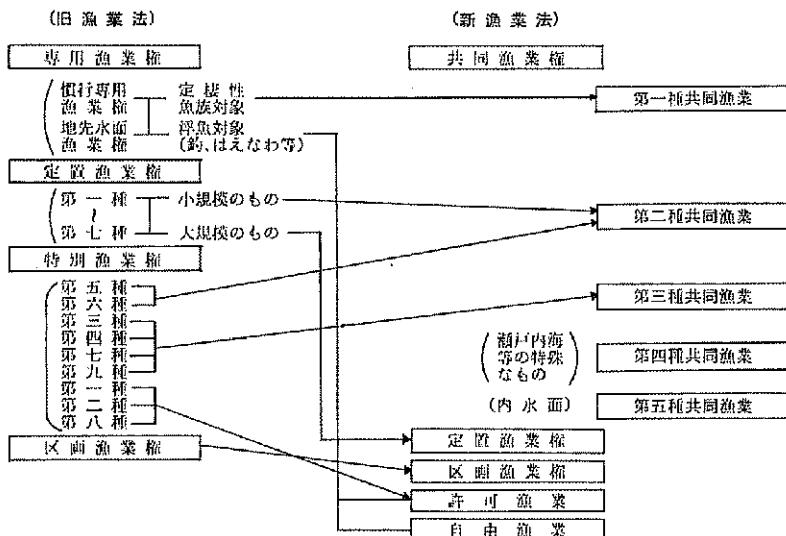
新漁業法 従来、わが国の漁業制度は、明治三十四年に制定された漁の制定業法（明治四十三年全面改正）によって規律されていた。

この法律は、旧藩時代以来の現実的漁場の利用関係を法制化したものであり、個々の漁業権を中心とした漁場の秩序が構成され、特に沿岸漁業の中心である漁業権漁業は、漁業権者の権利が強く、中小船主・網元・不在漁業権者等一部の漁業権者が漁場を独占し、大多数の零細な漁民が支配を受けるという封建的関係を生みだしていた。また、固定した漁場は、漁業生産力や漁船の動力化などにそぐわず、むしろ漁業生産を阻害していた。

終戦による占領軍の経済民主化の要求は、漁業制度にも及び、漁業制度の根本的改革が行われることとなり、二十四年十二月に新漁業法が制定され、翌二十五年三月から施行された。新漁業法では、海区毎に漁民の代表・学識経験者・公益代表の三者からなる漁業調整委員会を設置し、その海区の漁場計画の策定・漁業権の免許については知事の諮問に応することは勿論、漁業全般について知事に建議するなど漁業の民主化をはかり、生産と漁業者に重点を置く漁業制度に改められた。旧漁業権は国が補償金（新漁業権者の免許料および許可料が財源に充てられた）を交付して消滅させることとなつた。

漁業権の種類は、従来の専用漁業権・定置漁業権・区画漁業権・特別漁業権の四種類から、共同漁業権・定置漁業権・区画漁業権の三種類に

## 漁業権制度の改正



整理された。

**海区漁業調整** 本県の海区は、唐津・伊万里・有明の三海区に分けられたが、二十九年九月、唐津・伊万里は合併して松浦

海区となつた。各海区の委員会定数は一〇人で、学識経験者一人・公益代表一人は知事の選任であり、漁業者代表七人は一定資格の漁業者のなかから、選舉により選出される。委員の任期は二年であった（三十七年九月の漁業法の一部改正により、任期は四年に延長）。

第一回の海区漁業調整委員会の選挙は、二十五年八月十五日に行われた。唐津・伊万里海区は無投票、有明海区では投票による選挙が行われ、各々七人の漁業者代表委員がきまり、八月二十三日には学識経験者・公益代表委員が任命され、各海区の委員会が発足し、直ちに漁業制度の改革に着手した。

明治時代から続いていた従来の漁業制度の改革は、漁業者間の利害の対立・紛争も引き起こしたが、漁業調整委員や関係者の調整で、唐津・伊万里海区は予定通り二十六年九月一日に大部分の漁業権の切替が行われ、残りは翌二十七年一月一日付で新漁業権への切替がすべて完了した。一方、有明海区は福岡県との間に漁場計画が重複して、漁区紛争が発生し、切替が持ち越された。

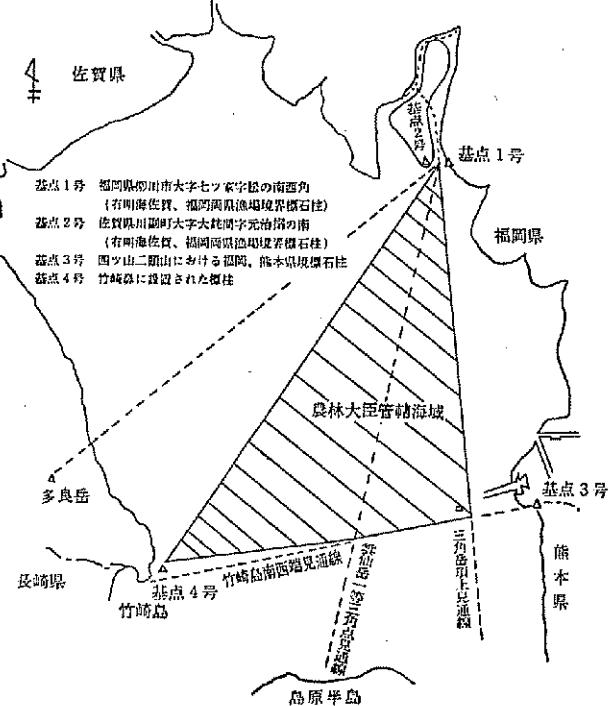
**旧漁業権** 漁業制度改革前の旧漁業権は、政府が買い上げて漁場を白紙にするため、旧漁業権の評価・補償の配分が必要であった。

二十五年十一月、漁業者代表・学識経験者による県漁業権補償委員会が設置され、旧漁業権の補償の評価・配分を行うこととなつた。委員会は一年半の間に三四回の大小委員会を開催し、補償計画の公示、異議申し立てについて審理等を行い、二十七年四月に旧漁業権に対する補償が完了した。県内の補償は一、〇三七件・二億一、五七八万五、〇〇〇円で、漁業権証券の交付によって支払われた。

**有明海漁** 佐賀・福岡両県は旧藩時代から筑後川を県境としていた。

**区紛争** 筑後川は、日本で二番目の大河川で、洪水による流路の変化、土砂の堆積による洲の出現、干拓の進展などによって、県境は絶えず変化しており、河口附近は魚貝類の宝庫で干拓の適地でもあったため、

農林大臣管轄海域の略図



肥前・筑後の両国の中には藩境や漁業をめぐって領有争いがひん発していた。

明治三十四年、旧漁業法施行の際、専用漁業権漁場免許にあたり、再三紛議し、農商務省の調停工作により、明治四十年十一月十九日漁業境界として、「筑後川河口中央より長崎県雲仙岳を見通す線」が決定した。そして相互に平等の入漁権を設定し、さらに境界線を中心として佐賀県竹崎見通線と熊本県三角岳見通線との間の海域を無償入漁区域として、同四十一年六月各々専用漁業権を免許した。

新漁業法による漁場計画の樹立について、本県は旧漁業法の専用漁業権区域をそのまま新しい漁場計画の漁場とする方針であった。一方、福岡県は從来の境界では自県区域が狭小であるから、漁場境界を多良岳見

通線に修正することを要望した。本県としては古くからの境界線を変更することは到底不可能なことであり、福岡県の要望に対しても、入漁の面で考慮する考え方であった。二十六年五月に入り、両県および海区漁業調整委員の話し合いを数回行つたが、調整がつかず、免許切替の時期も迫ってきたため、本県は五月三十日付で雲仙岳見通線による漁場計画を告示した。一方、福岡県も八月一日に多良岳見通線まで拡張した漁場計画を告示し、この結果、両県の漁場計画の一部に重複を生じ、「有明海漁区紛争」として大きな政治問題に発展した。

事態を重視した水産庁は、紛争防止のため、漁業権の免許切替日を延期させ、係官を現地に派遣して調停にのりだした。十月三日水産次長、佐賀県副知事、福岡県知事らが長崎県島原市に集まり、第一回の調停会談が行われ、水産庁より「有明海における漁場計画の樹立方針」が提示された。これを中心に審議し、了解点に達した事項については、十五日、「有明海における佐賀福岡両県の漁場計画樹立方針に関する覚書」が交わされた。両県はこの覚書に基づいて漁場計画を作成したが、



有明海漁区紛争  
(昭和26年8月 佐賀新聞)

## 有明海漁区紛争の経過

26.5.4 ～6.23	両県当局及び海区漁業調整委員会の話し合い
26.5.30	佐賀県、雲仙岳見通線の旧専用漁業権漁場を新漁場とする漁場計画を告示（26.5.30付県告示263号）
26.7.2 ～7.26	有明海四県連合海区漁業調整委員会の調停
26.8.1	佐賀県、福岡県両県知事会談（鳥栖駅）
26.8.2	福岡県、要求の多良岳見通線まで拡張した漁場計画を告示
26.8月下旬	水産庁、紛争防止のため9月1日の漁業権切替を延期し、係官を現地に派遣
26.10.3 ～10.5	第1回島原会談（10月5日、有明海における佐賀、福岡両県の漁場計画樹立に関する覚書調印）
26.12.5 ～12.15	水産庁藤村技官による現地調停（大川～佐賀～柳川）
27.1.10	県議会、県の主張貫徹を決議
27.1.11 ～1.13	衆議院水産常任委員会現地調査 (1月11日、南川副小で現地公聴会開催)
27.2.14 ～2.23	第2回島原会談 (2月21日「有明海における佐賀、福岡両県の漁場計画樹立に関する協定書調印」 2月23日 同上 協定付属書調印)
27.5.	水産庁有明海漁業調整事務局設置
31.10.1	有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書調印（以後5年毎に期間延長）

資料：有明水産要報、水産課、佐賀新聞

両県の漁場計画にはなお相当の食い違いがあつて、再度水産庁の調停を仰いだ。十二月五日から十五日まで、水産庁と両県は話し合いを続けたが、遂に決裂した。翌二十七年一月十一日には衆議院水産常任委員会調査団が来佐し、地元の要求で佐賀郡南川副村小学校で公聴会が開催されるなど、漁民の緊張は高まるばかりで、佐賀県議会も県の主張貫徹を決議した。ここまでなると、漁民は昔の先輩が血を流して争った漁業境界線は、意地でも変更はできないとますます硬化するのみであった。

二月十四日から水産庁の調停で第二回島原会談が開催され、水産庁漁政部長・佐賀県副知事・福岡県副知事を中心に緊迫した雰囲気の中で進められた。水産庁は新漁業法の精神に則り、境界線にかかる対県意識の払しょくに努力を払ったが、両県漁業者の感情的対立は如何ともしがたく、水産庁は遂に「筑後川河口中央より佐賀県竹崎島および熊本県三角岳を見通す線内、即ち旧無償入漁区域内における漁業権は農林大臣が管轄する」という調停案を提示した。俗に言う「天領」の設定である。両県も漸く受諾し、二月二十一日「有明海における佐賀、福岡両県の漁場計画樹立に関する協定書」に調印し、統いて、二月二十三日協定の細目について協定付属書が取り交わされた。かくして一年にわたる漁区紛争は解決したが、他にも青森・秋田両県間の久六島問題、新潟県における越佐海峡問題があり、三大紛争として各方面に話題を呼んだ。

水産庁有明海漁業調整事務局設置  
有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書調印（以後5年毎に期間延長）

なお、漁場計画に関する協定書は有効期間が五年となっていたため、三十一年三月協定の存続について協議した。当時、農林大臣直轄漁場を廃止する意向が水産庁にあつたが、現段階では時期尚早との結論で、三十一年十月一日同協定の五か年延長を骨子とする「有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書」に調印し、以降五年毎に延長して今日に至っている。

連合海区漁業調整委員会  
改革された漁業制度は、小海区制を基本としているた  
め、海区の境界附近は常に入会関係が存在し、また、

沖合漁業を始めとする動力船漁業は二以上の海区にまたがって操業するものが多く、これを海区単位に調整することは逆に漁場の総合利用や漁業生産をはばむこととなる。特に本県では、唐津・伊万里海区は筑前・壹岐・北松浦の三海区に取り囲まれ、有明海区にいたっては、島原海湾の最奥部にあって、いずれも外洋への出口は閉鎖され、漁場ははなはだ狭い。他の海区へ入漁するのは必然的であり、このため県は連合海区漁業調整委員会の設置を積極的に推進した。

まず、有明海では、佐賀・福岡・熊本・長崎の四県が狭い海域にひしめき合っているため、二十六年一月、有明海四県連合海区漁業調整委員会が設置された。二十七年二月には佐賀・福岡両県にかかる農林大臣管轄漁場の設置に伴う区画漁業権の調整機関として、両県各々三人の漁業調整委員からなる特別委員会が設置された。二十七年五月、前記の四県連合海区漁業調整委員会は法律による恒久機関である、水産庁有明海連合海区漁業調整委員会に切り替えられた。また、福岡・佐賀両県の特別委員会は、単に区画漁業のみならず、両県地先有明海における漁業全般を扱うことになり、発展解消して二十八年九月福岡・佐賀有明海連合海区漁業調整委員会を設置した。

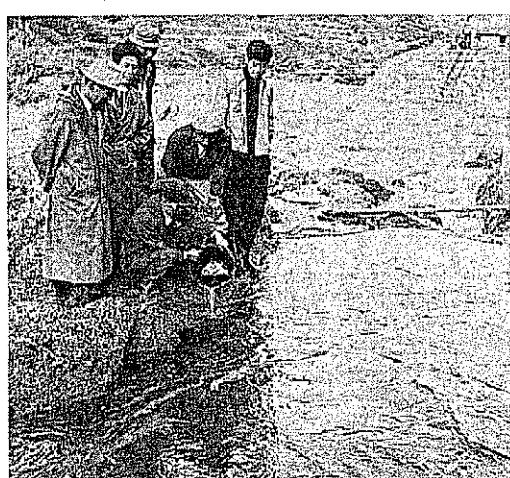
玄海では、明治時代から相互に入漁関係のあった唐津海区と筑前海区の漁業調整のため、二十六年二月、筑肥連合海区漁業調整委員会が設置された。三十七年十月には福岡県・佐賀県・長崎県に至る海域に水産庁玄海連合海区漁業調整委員会が設置された。

漁業権の推移 切替前の旧漁業権は、二十四年八月末で区画漁業権四〇二件、特別漁業権二三九件、定置漁業権二二八件、専用漁業権三五件、合計八〇四件であった。切替後の二十七年には定置漁業権二件、区画漁

業権二二二二件、共同漁業権九五件、合計三一九件で旧漁業制度時の四割以下に整理され、また免許の対象は漁業協同組合が主体となり、個人の免許は一〇件のみで、「働く漁民に漁場を与える」という制度改革の趣旨どおりの民主的再配分が実現した。

漁業権の切替は一〇年毎に行われるが、漁協の区画漁業権は五年毎に免許更新を行うことになっている。三十六年の切替時は、日本経済の上昇時で、漁業全般の情勢の変化等から、漁業法の改正が必要とされたが、切替期に間に合わず二年間延期となり、三十八年実施された。この切替の際、入会操業によって漁場の総合利用をはかるため、漁場の統合を行い、漁船・漁具の発達から第三種共同漁業権の内容の漁業がほとんど許可漁業に移行したので、四十八年の切替には第三種共同漁業権は一三件となつた。

区画漁業権は、二十七年有明海区一九五件、唐津海区三件、伊万里海区二四件であり、有明海はカキ・アサリ・モガイ等の貝類、唐津海区はノリ、伊万里海区は真珠が主体で行われていた。有明海は、台風災害・農業被害対策から、ノリ養殖事業への転換が功を奏し、四十八年の切替には三七八件と飛躍的な伸びを見せた。玄海方面は真珠養殖・真珠母貝



アユの放流(玉島川) 昭和29年5月

養殖・ワカメ養殖・魚類養殖と、切替毎に、「獲る漁業から育てる漁業」

へと逐年体質改善がみられる。定置漁業権は新制度で網の高さが20m以上と限定されたため、加唐島・神集島の二件のみとなつた。

**内水面漁業** 旧漁業法では海面漁業の規定を内水面に適用し、漁協に漁業権を免許していたが、新制度では漁協に漁業権を免許し、その条件として内水面資源の増殖を義務づけしているのが特徴となつてゐる。また、調整機関として内水面漁場管理委員会が設置され、その委員は内水面において漁業を営む者を代表する者・水産動植物の採捕をする者を代表する者・学識経験者の三者の中から知事が選任する。二十七年十一月八人の委員が選任され、共同漁業権一二件、区画漁業権九件が免許された。その後は農業情勢の変遷につれて、四十八年切替時には共同漁業権一六、区画漁業権三となつてゐる。

**漁業の調整** 元来、漁業は天然資源の採捕を主目的としているため、と取締り 漁業法では資源の保護増殖を考慮して、採捕の制限、または禁止の措置がとられている。二十六年九月一日、新制度への切り替へとともに、従来の県漁業取締規則を廃止し、漁業法および水産資源保護法に基づいて、県海面漁業調整規則、県内水面漁業調整規則が制定された。この規則の内容は、漁業の許可、出漁隻数の制限、禁止区域・禁漁期間の設定、採捕出来る魚貝類の体長・漁具・漁法の制限などである。この規則は制定後漁業情勢の変化等により、五十年度に至るまで五回の改正が行われた。

漁船漁業の大半は許可漁業の範囲に入り、操業時については、漁業調整規則で制約された。また、海面には県境はなく、従来からの慣行でおよその県管轄海域をきめているため、回遊する魚類資源を追う漁船漁

業では漁場紛争が常につきまとつてゐる。

本県の漁船漁業の大半はイワシ旋網漁業であり、旧漁業法時代から筑前海区とは相互入漁を行っていたが、新制度に入り、二十七年七月、改めて入漁協定を行い、その後は情勢の変化に応じて、数次の改定を経て、今日に至っている。伊万里海区では、隣接する長崎県への入漁を熱望していたが、協定による入

漁は不調で、個々の漁協間の交渉により入漁料を支払って入漁が行われて

いる。玄海海域は狭隘ではあるが、良好な漁場である。玄海海域は狭隘で旋網・吾智網・刺網・釣

昭和49年2月進水



漁業取締船 「あけ」 4.77トン

「あけ」 ありあり業調整委員会はこの調整常に介在し、県および漁業等が昼夜集中して操業するので、漁場問題が常に苦慮している。このため、県は自由漁業の釣・延縄漁業の沖合進出を奨励してきた。

有明海では、小型漁船による刺網漁業が主力であつたが、狭い海域のため、福岡・熊本・長崎県

への入漁が必至で、この調整も年を経るに従つて困難となつていたが、ノリ養殖への転換がすすみ、入漁の件は落着した。二十九年、資源保護のため小型底曳漁業（第二種）は禁止されたが、漁期・漁法をめぐつて常に問題が多かつた。タイラギ潜水器漁業は戦前から操業されており、資源の発生状況を調査勘査して、許可統数の決定を行つてはいるが、最盛期には四〇〇統も出漁している。特異なものとしては、モガイ採捕のため、三十八年県海面漁業調整規則を改正して、貝類養殖場のみで操業できる長柄ジョレン船曳網漁業を知事許可漁業とし、操業の正常化をはかった。

漁場問題の絶え間ない玄海・有明海の狭隘な海域の漁業秩序の確立のため、玄海・有明海に県取締船を各一隻常置し、海上保安部と協力して漁業取締を励行しているが、密漁が後を絶たず、四十七年六月諸富警察署、四十九年鹿島警察署に漁業取締船を配置して体制の強化をはかった。

**第一次有明** 四十八年の免許切替時に長崎県、佐賀県の漁場計画が重複して免許された。水産庁はこの重複部分の調整解決のため、両県間に介入し、數次にわたる協議を行つたが、整わず、長崎県湯江ほか一一漁業協同組合長は、四十九年八月十三日佐賀県知事を相手どつて免許取消しを求めて提訴した。

この重複海域は、旧漁業法当時には、両県専用漁業権漁場の中間にあって、漁業権設定のない自由操業の漁場であり、特にマエヤの洲は、タイラギの好漁場で、潜水器漁業のほか、カニ籠、タコつば、源式網等の漁業が行われ、本県有明海漁民にとっては貴重な漁場であった。二十六年の制度改革に際して、両県および両県海区漁業調整委員会の間で協議

への入漁が必至で、この調整も年を経るに従つて困難となつていたが、ノリ養殖への転換がすすみ、入漁の件は落着した。二十九年、資源保護のため小型底曳漁業（第二種）は禁止されたが、漁期・漁法をめぐつて常に問題が多かつた。タイラギ潜水器漁業は戦前から操業されており、資源の発生状況を調査勘査して、許可統数の決定を行つてはいるが、最盛期には四〇〇統も出漁している。特異なものとしては、モガイ採捕のため、三十八年県海面漁業調整規則を改正して、貝類養殖場のみで操業できる長柄ジョレン船曳網漁業を知事許可漁業とし、操業の正常化をはかった。

漁場問題の絶え間ない玄海・有明海の狭隘な海域の漁業秩序の確立のため、玄海・有明海に県取締船を各一隻常置し、海上保安部と協力して漁業取締を励行しているが、密漁が後を絶たず、四十七年六月諸富警察署、四十九年鹿島警察署に漁業取締船を配置して体制の強化をはかった。

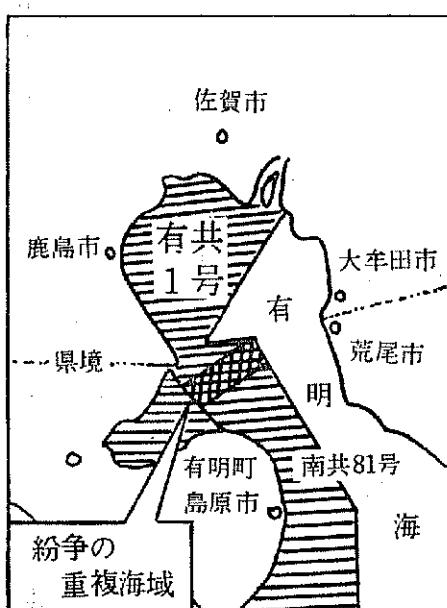
**第一次有明** 四十八年の免許切替時に長崎県、佐賀県の漁場計画が重複して免許された。水産庁はこの重複部分の調整解決のため、両県間に介入し、數次にわたる協議を行つたが、整わず、長崎県湯江ほか一一漁業協同組合長は、四十九年八月十三日佐賀県知事を相手どつて免許取消しを求めて提訴した。

この重複海域は、旧漁業法当時には、両県専用漁業権漁場の中間にあって、漁業権設定のない自由操業の漁場であり、特にマエヤの洲は、タイラギの好漁場で、潜水器漁業のほか、カニ籠、タコつば、源式網等の漁業が行われ、本県有明海漁民にとっては貴重な漁場であった。二十六年の制度改革に際して、両県および両県海区漁業調整委員会の間で協議

し、從前どおりの入会漁業を行うこととして、有共第一号（佐賀県）と、南共第三十八号（長崎県）との間には、漁業権が設定されない空白の海域とした。

当時、熊本県と長崎県との間に、小型機船底曳網漁業の規制をめぐつて紛争がおこり、熊本県は長崎県の小型底曳網漁業の防止策として、共同漁業権の沖出しを行い、長崎県はこれに対抗して二十八年七月南共第三十八号をまつ消し、新たに南共第三十九号を設定した。この中に従来の入会海域を含めて一方的に免許した。このため、本県は長崎県に対し、沖出し線の後退と操業の自由を要求して、三十八年切替に際し、有明海連合海区漁業調整委員会において数回にわたり協議し、三十九年三月本県漁業者の当該漁場における操業に支障がないよう措置することを条件にやむなく漁業権の設定を容認した。ところが長崎県側は当該海域における佐賀県漁業者の操業を認めず、漁業取締の強化等、本県漁業者の締出しを策した。四十八年切替時に当たり、完全な調整をはかるため、有明海連合海区漁業調整委員会のあつ旋を受けて、両県間に小委員会を設けるべく長崎県と協議中に、長崎県は当該漁場を含む漁場計

図略域海場訴訟海域



画の公示を再び一方的におこない、協議を無視する行動に出た。このため、本県は漁業者の権利を擁護するため、当該海域を含む漁場計画を樹立し、四十八年九月一日、佐賀県有明漁連に免許した。免許後、水産庁が調停に入り、数次の協議を重ねたが、調整できず、長崎県の漁業権者である漁業協同組合長の連名で、四十九年八月十三日、佐賀県知事を提訴し、十月八日、佐賀地裁で第一回の口頭弁論が行われた。

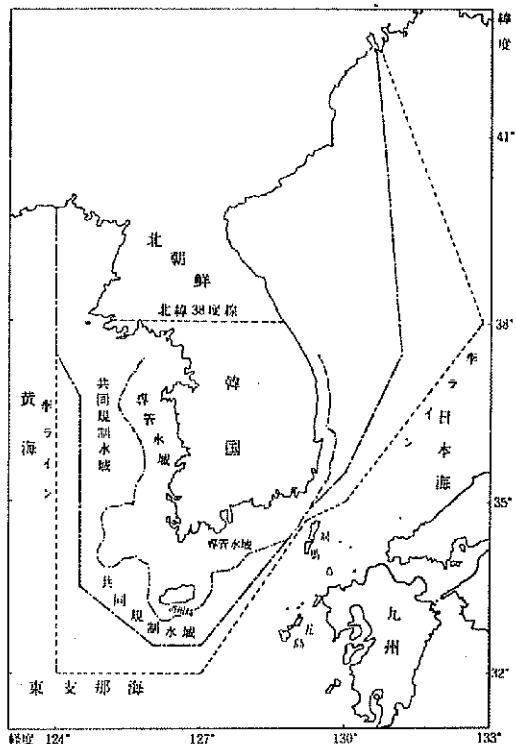
その後、数回にわたり口頭弁論は続き、現在係争中となっている。

**李ライン問題** 戦前に本県漁船も試験船の指導のもとに、朝鮮海域に船団を組んで出漁していたが、戦後は二十年九月のマッカーサー・ラインの設定で、日本漁業は狭い海域に閉じ込められた。二十五年六月朝鮮動乱が発生し、その後、二十六年四月、占領軍最高司令官マッカーサーの退任に伴い、ラインの撤廃・海洋自由の再来を期待していた。二十七年一月、韓國大統領李承晩は、一方的に特定ライン（李ライン）の設定を宣言し、同海域内の日本漁船のだ捕を指令した。さらに同年九月、国連軍は、軍事上の目的で国連軍韓国防衛水域の設定を発表した。

韓國の一方的な李ラインの設定に対し、西日本の漁民は、好漁場を目の前に涙を呑むか、だ捕を覚悟に出漁するしかなく、日本漁船のだ捕事件が相次いで発生し、大きな政治外交問題となつた。

本県関係では、二十八年二月以西底曳漁船が初めてだ捕された。海上保安部も巡回船による警備を増強したが、だ捕事故は続き、沖合漁業に入れていた唐津市唐房漁協では次相いで七隻の所属船がだ捕され、漁船・漁具の喪失、抑留漁民や留守家族の生活問題など、大きな打撃を受けた。県は三十三年十二月、だ捕漁船乗組員救済要綱を設け、抑留漁民の生活物資の差入れ、留守家族の生活費の援助を行つた。

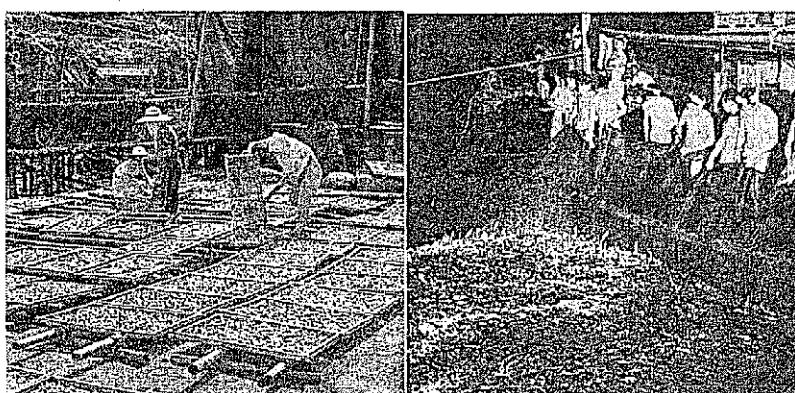
日韓漁業海域図



四十年六月、日韓漁業協定等が調印をみ、同海域に漁業専管水域・共同規制水域が設定され、念願の安全操業が実現した。この協定で唐津港が農林大臣の指定水揚港となり、水産庁の漁業監督官が常駐することとなつた。四十一年三月、県日韓沿岸出漁者協議会が発足し、一一〇隻が同海域に出漁することとなつた。なお、だ捕漁船の損害に対しては政府が補償し、四十二年四月までに一三隻の関係船主・漁船員にだ捕漁船船主乗組員特別給付金七、一一〇万二、〇〇〇円が交付された。

その後、平穏裡に進んだが、五十年九月、黃海北部の朝鮮民主主義人民共和国の軍事水域近くで呼子町浦方漁協所属の延繩漁船「松生丸」が銃撃だ捕され、死者一人、負傷者二人の事故が発生した。だ捕後は程なく解放されたが、時あたかも国連海洋法会議で検討されていた領海一二海里・經濟水域二〇〇海里の実現を間近に控え、沖合漁業に活路を開いた沿岸漁民に新たな波紋が投じられた。

## 玄海のイワシ漁業 (昭和28年頃)



干 煮 製 造

巾 紗 着

なお、この覚書によつて朝鮮海峡にマッカーサー・ラインが設定された。県内の漁船漁業は、食糧不足とインフレの波に乗つて漁村景氣を呈するなど復興が早かつた。二十年には約一万二、〇〇〇tと戦前の半分に減少したが、二十一年には二万二、〇〇〇tと戦前の水準まで復活した。その後漁船の増加・動力

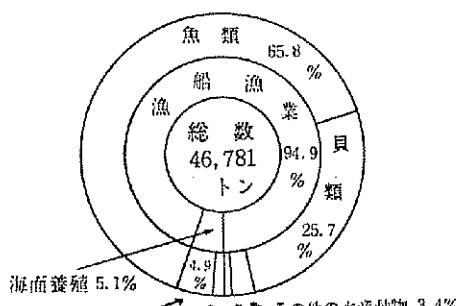
面禁止を受け、本格的操業再開は、九月二十七日の「一部遠洋漁業操業許可覚書」にまたねばならなかつた。

## (二) 沿岸漁業の振興

漁業生産 昭和十六年には三、九〇二隻の漁船勢力であったが、戦時は動力漁船九七二隻・無動力漁船一、七三四隻・計一、七〇六隻であり、また、燃料・漁業資材の不足で、生産は極度の不振状態であった。そのうえ、米軍命令によって二十年八月二十日から九月十三日まで航行の全

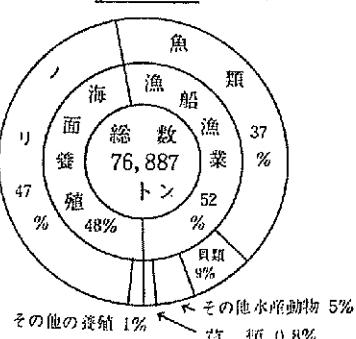
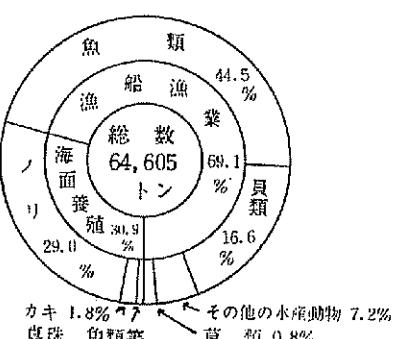
## 魚種別生産構成

29年(属地)



39年(属人)

49年(属人)



資料：県農林統計

化・大型化と進み、魚群探知機等の漁具・漁法の発達が著しく、生産の増強をもたらした。また、有明海の貝類の豊漁により、二十九年には四万七、〇〇〇tの水揚高に達した。その後、イワシ資源の減少による漁獲量の低下もあつたが、アジ資源の増加で三十六年には一萬九、〇〇〇tの最高の漁獲高を記録した。三十九年以降は統計方法が属地統計から属人統計に変更されたこともあって、約五万t前後の県内生産高を維

持している。一方、唐津港における水揚げ高は、他県所属漁船の水揚を  
げ中心に年々伸ばして、四十年以降は平均一一万tを維持している。

海区別の漁獲量の推移をみると、玄海地区はアジ・サバ・イワシ・タ  
イなどの魚類が主体であったが、三十四年からイワシは激減し、かわ  
てアジ・サバが著しく増加した。また、タイ類の生産量は周期的にやや  
不安定の傾向を示している。有明海は、干潟の広い浅海海域であるため、  
古くからカキ・アサリ等の貝類の地磯養殖が主体となっていたが、台風  
被害・農業事故等から、生産量の変動が激しかった。操業の安定化をは  
かるため、三十年頃からノリ養殖事業への転換が始まり、四十年代には  
有明海の主幹漁業となつた。そのほか、玄海では、江戸時代から近海捕  
鯨が盛んで、明治時代にはノルウェー式捕鯨になり、戦後は小川島に基  
地を復活した。二十七年には六隻の小型捕鯨船（ミンク鯨対象）が活躍  
していたが、國際捕鯨条約によって捕獲が制限され、また回遊が減少し  
たため、三十六年には完全に廃業した。

緊急食糧増産 県は、終戦後の食糧増産と県民の貴重なタンパク源供  
給のため、漁業振興に力を入れ、以西底引網漁業の復興・漁港の整備・  
漁業資材割当確保を行つた。以西底引網漁業は、戦前には伊万里漁港を  
基地とする阿波組（徳島県出身船主の以西底引網漁）があつたが、漁港  
施設の不備・消費市場に遠いこと等から、下関・福岡等に根拠地を移転  
する者が増え、戦争中の漁船の徵用と重なり、昭和二十一年度にはわず  
か伊万里漁港に一統を残すのみとなつた。県は機船底引網の導入に  
力を入れ、また食糧難を反映して民間における再建も著しく、他産業か  
らの新規参加もあり、二十二年末には早くも三〇統に復活した。

漁船数も動力船を中心いて急速に復興し、二十年の二、七〇六隻から二

十二年には五、六三三隻（うち、動力船二、一九四隻無動力船三、四三  
九隻）に達した。漁港の整備は、一躍遠洋漁業基地となつた唐津港を中  
心に行われ、給油施設・製氷施設・輸送施設の拡張がなされた。この時  
期は異常な食糧難とインフレを反映して、漁村景気を呈し、行政的には  
水産製品の配給・価格統制に力を入れられ、沿岸漁業の不振は問題とは  
ならなかつた。また、当時、漁業資材は漁獲高の出荷量に応じて配給す  
るリンク制であつた。

漁船・漁 先戦後の漁業資材の不足は、新しい漁具の開発研究へと進  
みの発達 み、綿糸漁網から合成繊維漁網、さらにナイロンロープ等  
これらの出現は漁業資材の革命となり、三十年以降はほとんどこれに代  
つた。また漁船機関も焼玉からディーゼルへと進み、漁網巻揚機の活用、  
魚群探知機、漁業無線電話の普及化等、三十年から四十年にかけては動  
力化・省力化が一段と進んだ。しかし、これが一面過剰投資にもなり、  
魚類資源の枯渇とともに漁村不振の一因ともなつた。また、漁船の大型  
化・近代化は木船から鋼鉄船へと移行し、小型船では木船から強化プラ  
スチックのF・R・P船へと体質改善が四十年から五十年にかけて行わ  
れた。

沿岸漁業 わが国の沿岸漁業は、年々不振の一途をたどり、特に近年  
の不振においてはその傾向が一層濃くなつた。その原因是、一般的には乱獲・過密操業による水産資源の減少、海岸埋立・水質汚濁によ  
る漁場の荒廃等とされ、これに対する特別の解決策が見出せないでいる  
のが現状である。

本県の沿岸漁業の不振が叫ばれるようになったのは、有明海区では二  
十八年頃、松浦海区では三十年頃からであった。不振の原因は、打ち続

昭和27、28年頃  
住ノ江カキのむき身作業（有明海）

く天然災害や農業被害による貝類養殖・採貝の不振、アミ・エビの大不漁であった。玄海ではイワシ類の漁獲の減少、一本釣その他の漁業の不振であつた。そして西海区とも沿岸定住性魚貝類の資源の漸減という現象が漁獲高の減少をもたらした。漁業制度は、二十六年九月の新漁業法の施行により民主的改革が行われたが、漁業生産的には、

そのほか、従来行なわれていた浅海増殖事業や共同施設の助成は、食糧増産のため終戦後も復活し、必要のつど、予算措置により行われていた。県は二十八年五月水産業共同施設及び水産増殖事業補助金交付制度を設けて制度化し、共同利用施設・魚礁設置事業・浅海増殖事業を三十二年度まで実施した。また、ノリ養殖事業・モガイ人工採苗の企業化と普及をはかるための委託事業を二十七年度から三十年度まで行った。

**対馬暖流** 二十八年頃、沿岸漁業は全国的に不振な状態で、國も種々開発調査の施策を講じた。その中で沿岸資源の開発として、日本列島を囲む海域の大掛かりな調査を行うこととなつた。日本海沿岸では、全水産試験場と國の研究機関が合同で対馬暖流開発調査を五か年事業で実施した。このような大調査は今までに例がなく、また漁村不振のさ中にあって沈滞気味の水産試験場研究員の士氣を高揚するとともに、水産試験場の資質の向上には全く時宣を得たものであった。

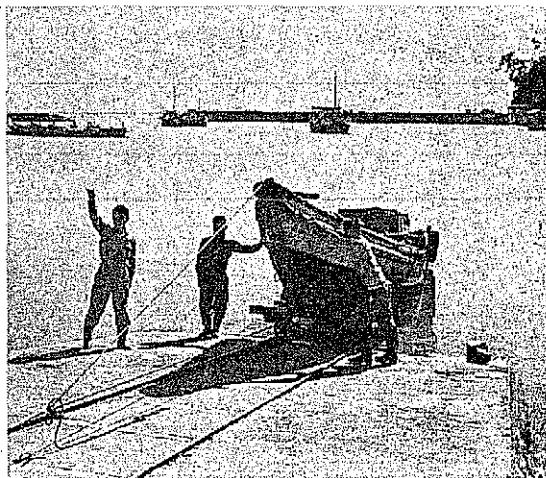
**試験船を駆使して対馬暖流の横断観測、アジ・サバ・イワシ等の魚体調査、産卵調査等を行つたが、調査の進展とともに魚類資源の回遊状況等が逐次判明し、遂にはアジ・サバの主要産卵場が東支那海北東部にあることをつきとめた。これにより、東海アジ・サバ漁業として、大型の旋網漁業が開発され、最盛期には一〇〇統以上の船団が出漁し、今日に**

**水産業振興** 沿岸漁業の不振傾向に鑑み、漁業制度改革が一段落した

**運動の提唱** 二十八年九月、県は「水産業振興運動」を提唱した。これは、県に水産業振興対策協議会、市町村に水産業振興実践協議会を設

け、漁協の整備拡充・水産金融の確立・漁業生産基盤の整備・漁業基地の整備・指導啓蒙の強化等を内容とする水産振興計画を樹て、沿岸漁業の振興をはかるものであった。

この水産業振興運動は、計画自体が指導・啓蒙的性格であり、県財政の破綻により財政的裏付けがなく、その後の沿岸漁業の不振により中断してしまった。



新農山漁村建設事業による共同船揚施設

至っている。唐津港の水揚げが四十年一二万六、〇〇〇tと躍進し、以後一〇万t以上の水揚高を保持して西日本一のアジ・サバ基地になったことも奇しき因縁である。

#### 新農山漁村建設

#### 総合対策事業

三十一年度から五か年

計画で、農山漁民の自主的な総意に基づく適地適産を基調とした農山漁民の振興に関する計画の樹立および事業の実施を総合的に推進する「新農山漁村建設総合対策事業」が国的重要施策として実施されることとなつた。

本県の水産業関係では、漁港施設(充電・船巻揚・給油・貯水庫)、水産増殖施設(魚礁施設・ノリ増殖・モガイ増殖・養魚施設)、加工流通施設(加工施設・ノリ加工施設・ノリ共同集荷所)等に五三件・総事業費四、六一四万七、〇〇〇円(内、国庫補助一、〇三四万八、〇〇〇円)が投じられた。事業の実施状況をみると、発足時には玄海を中心とする海面漁業が大部分を占めていたが、ノリ養殖の発展と共に、ノリの増殖施設・乾燥施設・共同集荷所等の助成事業が大半を占めるにいたつた。

新農山漁村振興総合対策と平行して、三十一年度から浅海増殖開発事業として、魚礁設置事業、築磯事業(投石、岩礁爆破)、客土事業が行

われることなつた。県内では玄海沿岸を中心にナマコ・ワカメ・アサリの増殖事業が三六件・事業費八八九万七、〇〇〇円で実施した。

**沿岸漁業振興** 三十三年度から沿岸漁業の生産性向上させ、漁家経営の安定と漁家の所得向上をはかる沿岸漁業振興総合対策事業が実施されることとなつた。この事業は漁業の依存度の高い漁村を主体とする一定の海域を指定し、二か年にわたり集約経営のための基礎調査を行い、これに基づいて海域の特徴に応じ、振興計画を樹立して二か年間で事業を実施するものである。

事業内容は、一般助成事業と特別助成事業に分かれ、一般助成事業は從来の浅海増殖開発事業を吸収し、主として漁場の開拓を主体にしたものである。特別助成事業は、特に不振の地域に対して、その不振要因を排除し、その地域の沿岸漁業を発展させるため、基本的に必要な生産から流通・加工面の共同利用施設、漁家の経営改善のための技術指導施設等の設置を行うものである。県関係では三十三年度有明海地域、三十五年度玄海地域を総合振興地域として指定をうけた。有明海地域では、急速に普及してきたノリ養殖事業の振興をはかるため、三十三年度は県営で大浦ノリ人工採苗場の施設拡充を行い、翌三十四年度は技術指導施設として川副町に水産試験場の分室を設置した。そのほか、共同ノリ乾燥施設が建設された。玄海では投石事業・魚礁設置事業・漁船の給油施設・採苗施設・ノリ漁場造成事業・ワカメの人工採苗施設(県営)を設けた。

**第一次沿岸漁業** 三十五年、国は所得倍増計画の構想を示し、各産業構造改善事業はこそって國の方針、体制に進んだ。當時、沿岸漁

## 第1次沿岸漁業構造改善事業の実績

単位：千円

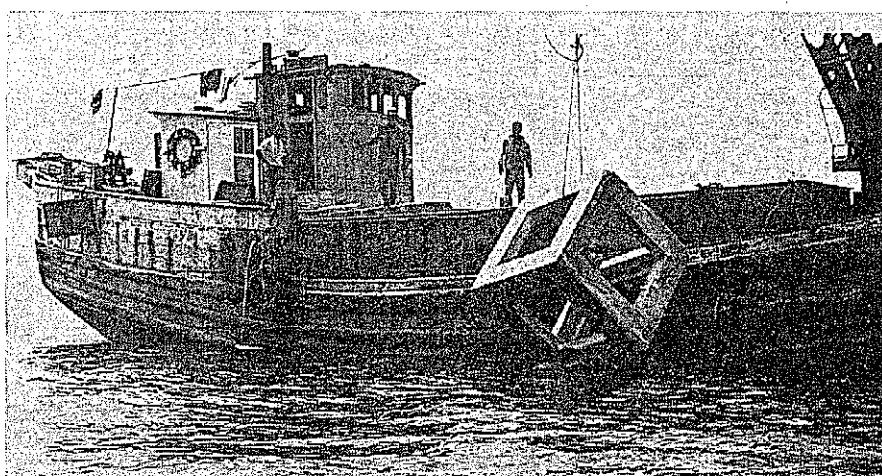
種類 年度	漁場改良 造成事業	大型魚礁 設置事業	経営近代化 促進 対策事業	融資單独事業 (借入額)	補助残融資事業 (融資額)	計
昭和37	17,337					17,337
38	17,712	12,910				30,622
39	18,270	11,550				29,820
40	17,927	16,610				34,537
41	31,098	13,903				45,001
42		13,650	72,002	46,384	9,650	141,686
43	20,592	11,970	55,850	37,538		125,950
44		24,528	64,399	21,190		110,117
45	13,698	12,146	52,811	42,130		120,785
46				47,400		47,400
47			47,852	51,270	2,400	101,522
48			56,449	78,830	2,000	137,279
合計	136,634	117,267	349,363	324,742	14,050	942,056

資料：県沿岸漁業構造改善対策事業実績（昭和49年3月）

業は、高度成長に伴う他産業との所得較差の拡大傾向・若年労働力の不足・水質悪化による漁場の荒廃等で、水産業の近代化は種々の問題を含んでいた。三十八年八月、沿岸漁業等振興法が制定され、沿岸漁業の生産性の向上・近代化・合理化を目的とする沿岸漁業構造改善事業が実施されることとなった。この事業はまず、調査地域を指定し、指定地域は二年間にわたり地域の現状を把握し、不振要因と問題点を明確にする計

画調査（社会環境調査・漁場環境調査）を実施し、この調査に基づいて構造改善計画が策定された。事業の内容は、補助事業（漁場改良造成事業・大型魚礁設置事業・経営近代化促進対策事業・償近代化促進補足整備事業）と融資事業（融資単独事業・補助残融資）からなる。

四十年度に全県一地域として指定を受け、事業計画策定の諮問機関として、市町村・漁協・海区漁業調整委員・金融機関・漁村の青年婦人・学識経験者からなる、県地域



魚礁の投入 昭和41年8月

・県有明地区・県玄海地区の各沿岸漁業構造改善審議会が設置された。二年間の調査から四十二年一月沿岸漁業構造改善審議会が答申した計画は、基準年次を三十八年、目標年次は四十八年として、事業の実施により、目標年次における沿岸漁業所得を七二億四、八〇〇万円（基準年次の二倍）、就業者一人当たりの所得額を九〇万一、〇〇〇円（基準年次

の一・八八倍) とし、第二次産業に比肩する所得をもくろんだ。具体的

方策として、不振の漁船漁業からノリ養殖を中心とする養殖漁業への転換、沖合進出による漁船漁業の振興を基本方針とし、経営構造の改善、

生産基盤の整備、経営の近代化、流通加工施設の整備、漁協の整備強化と金融の円滑化、生産技術の向上、普及活動の強化を決定した。県は同事業の推進体制として、三十七年七月、水産課に構造改善係を設置し、調査・計画にあたるとともに、技術の向上をはかるため、八月水産試験場有明海分場を養殖試験場に昇格させ、四十年四月漁民研修所を新設した。さらに、地区内の同事業の推進母体である漁協の再建整備を行つた。この事業は、四十二年度から本格的に実施されることになったが、すでに先行事業として、三十七年度から漁場改良造成事業(従来の沿岸漁業振興対策事業の一般助成事業を吸収)、三十八年度から大型魚礁設置事業(当初漁場改良造成事業に含まれていたが、三十八年度から独立して公共事業として実施)が実施されていた。四十二年度から経営近代化促進対策事業や融資事業が実施され、四年間で事業は終了することとなつて引続き経営近代化補足事業が行われた。

そのほか、県は四十二年十月県沿岸漁業構造改善資金利子補給制度を設けて、漁協の経費負担の軽減を行つた。

この事業は沿岸漁業の体质改善には極めて効果的で四十六年度の生産量は八万t、生産額一五九億円と伸び、基準年次の三十八年度に比較して生産量一・六倍、生産額三倍と増加した。ノリ・ワカメ・真珠等の養殖漁業の伸展は著しく、特にノリ養殖は全国屈指の生産地を形成した。しかし、漁業の協業化や漁協の合併は進ちょくせず、また、経営体・就業者は、魚価の高騰や養殖業の好況で、全国的傾向とは逆に増加する結

果となつた。

#### 第二次沿岸漁業 四十八年

#### 構造改善事業 度に本県

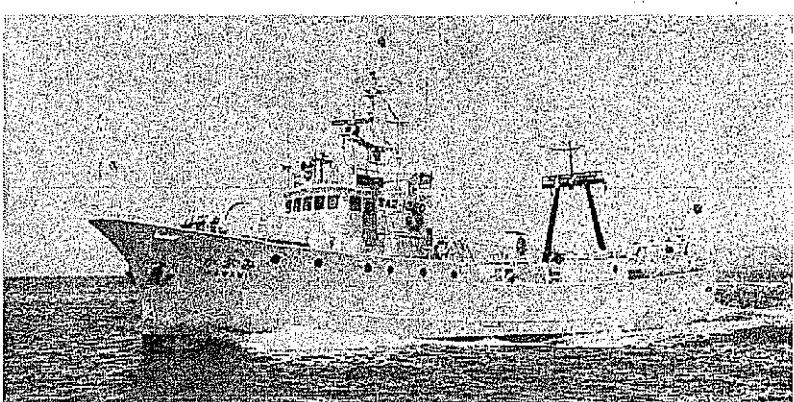
の第一次の構造改善事業は終了したが、他産業は高度成長

の絶頂期で、国民所得の向上

は水産物の需要増大につながり、高級化・多様化の傾向を

示していた。水産物の輸入量も年々増加したため、食糧自給力の維持向上の政策がとられ、第二次沿岸漁業構造改善

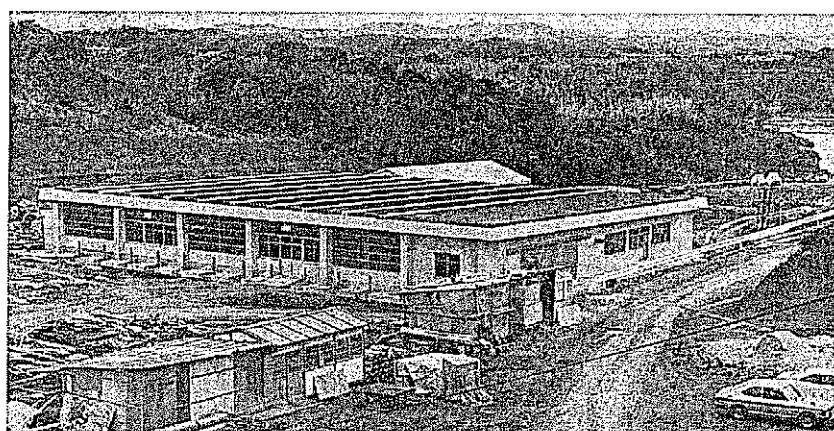
事業では水産物の増産を意図して、全国的には四十六年度から実施されることとなつた。このためには荒廃した漁場の整備が必要であったので



試験船「かがみ」 86.37トン 昭和50年5月進水

極的に実施する事業法である。従つて、第二次構造改善事業では漁場環境保全を考慮して増養殖事業の拡大化をはかり、栽培漁業への体质改善が基本となつてゐる。漁業近代化施設整備事業は玄海地域は四十八年度から、有明海地域は五十年度から開始されている。

#### 栽培漁業調査 第二次沿岸漁業構造改善事業と関連して沿岸漁業の養



(町西) 中建設漁業栽培センタ一

殖事業の拡充とともに、資源放流による生産対策が打ち出され、四十六年度から全国沿岸水産試験場で魚類の栽培漁業調査が三か年計画で行われた。対象の魚種については各県の特徴に応じて行うことになったが、福岡県から鹿児島県に至る西九州地域ではマダイを取り上げ、また有明海四県ではスズキ・ガザミ・マダイを対象として調査を実施した。調査は、産卵・稚魚・幼魚・成魚の生活史が主体で、放流による魚類の回遊路調査等、貴重な資料が得られた。

自然界では稚魚期の消耗が多く、この時期の生物を人為的に一定の大きさまで保護育成した後、漁場に放養し、天然の餌料で育てる方法が今後ある。このため、大規模な種苗生産施設が必要となつたので、国の補助事業として、県は四十八年度から五か年計画で鎮西町淀野に総工費約五億四、六〇〇万円で栽培漁業センターを建設中である。

観光遊漁 高度成長期にはブームとなり、全国沿岸漁村

は不振ばんの一策として遊漁の導入をした所が多く、本県も零細釣漁業者の所得向上と健全な遊魚の推進のため、四十一年度から救命具等の設置補助事業を行つた。観光遊漁者は年々増加し、沿岸漁業者との間に、漁場・漁期・餌料等でトラブルがひん発し、この調整に、四十六年二月漁業者代表・遊漁者代表・学識経験者による構成で漁場利用調整協議会（委員七人）が組織され、紛争の未然防止をはかった。一方、内水面では多くのクリークに生息するフナ・コイの遊漁が盛んで、河川ではアユ・ニジマス等の特定の魚種を放流する観光事業も生まれてきた。二百海里問題を抱えた沿岸漁業は、増養殖を主軸とする体制強化策が打ち出され、しかも国民の動物性たん白の主給源として重要視される現段階では、海面の遊漁はかなり制約せざるを得ない状況になると思われる。

#### (四) 海苔養殖の発展

**草創期** 玄海沿岸や離島では藩政時代から天然の岩ノリを採取したり、松浦川では明治二十七年頃、伊万里湾では山代町地先で明治四十年頃から、女竹使用によるノリ養殖が行われていた。

有明海では明治三十七年熊本県で種付した女竹を多良村（現太良町）・大詫間村（現川副町）・住ノ江地先に移植したことになります。有明海では天然のノリ種場がないこともあって、すべて移植にいたよらざるを得なかつた。大正五年から八年にかけて水産試験場でのノリ養殖試験を行つたが、事業としては続かなかつた。

昭和二十三年水産試験場はノリ養殖試験を再開し、椰子網による浮ひび式の養殖試験を行い、事業化の見通しをつけた。二十六年新北村漁協（現諸富漁協）がノリ養殖企業化試験を県から委託され、上々の成績を



有明海産ノリの干し場  
(ノリ乾燥機の普及前)

時期である。

二十八年の農薬ホリドールによるエビ・アミ不漁事件は、有明海漁業者に大きな打撃を与えた。この対策として、県はノリ養殖への転換を奨励し、資金・資材・種苗のあつ旋、技術指導を行った。二十八年度は一五九経営体・四、八五三柵、二十九年度は一九一経営体・七、四一九柵で養殖を行ったが、不作に終った。

三十年度は一三七経営体・三、九一四柵と減少したが、鹿児島県米ノ津のノリ種付けが良かつたため、六七〇万二千枚の生産高を見せた。これに刺激されて三十一年三四経営体・九、八七八柵と増加し、生産高一、五五九万七千枚と先進地並の生産高を示すに至った。なお、この年度から有明漁連はノリの共同販売事業を始めた。

三十二年、三十三年はさらに経営体・柵数は伸びたが、三十二年は赤クサレ病の発生から不作（当時は冷凍網がなかった）で、三十三年は干天と暖冬のため珪藻の異常発生にたられて、前年の半作以下の凶作に終った。この時代は、ノリ養殖は良好な種付けと好適な気象・海況に左右されることを体験した時期である。

二十八年から三十年にかけて、本県有明海域では管理技術の修得、製品の販売等、全く暗中模索の中で行われた。この時点では熊本県・福岡県・長崎県の有明海域が拡大発展期であった。天然の種場のない本県では、種付けを他県に依存せざるを得ない状態で、これを受け入れた熊本・鹿児島県の種場は必然的に混雜し、持ち帰った網にノリ種がついていなかつたり、青ノリがついていたりで、困難の連続であった。

有明海奥部海域は、他県の漁場と環境がかなり違つており、これに対応した養殖管理技術ができていないため、養殖業者は血のにじむ苦難が続いた。種場さえあれば、事業は安定することを身を以つて体験した一

県営ノリ人 昭和二十四年英國の生物学者M・K・ドリュー女史によ  
工採苗事業り、「ノリは糸状体となつて越夏する」というノリの生  
活史が解明され、これはノリの人工採苗事業の端緒となつた。二十八年  
熊本県水産試験場、二十九年愛知県水産試験場が各々人工採苗試験に成  
功した。

三十年には、有明海農薬被害対策の国庫補助事業として、県営ノリ人  
工採苗場の建設を企画し、太良町大浦に培養水槽六面、工費二七〇万円  
で設置（三十一年七月落成）した。

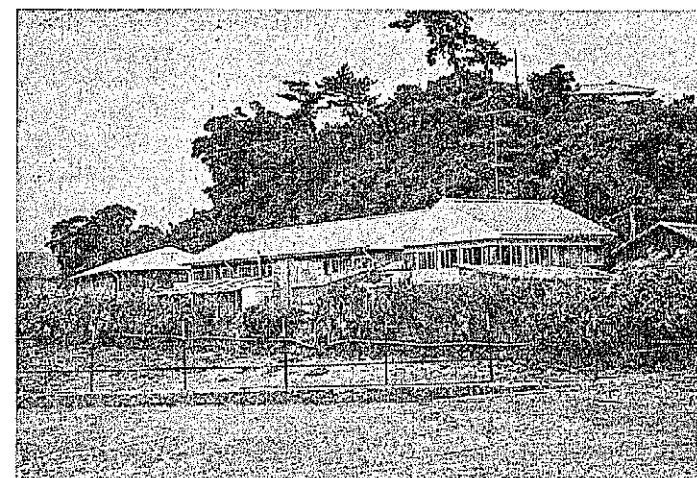
三十一年三月から人工採苗事業に着手したが、施設の完成を待ってはその年のノリ養殖に間に合わないので、この年は大浦漁協竹崎支所を借り上げ、木製水槽を二五個設けて行った。しかし、この年は一漁協が人工採苗による養殖に成功したのみで、他は失敗に終った。

県水産試験場業務報告によれば、「未だ試験的にも実施していなかつたことを本年度直ちに事業としてとりあげたので、技術の拙劣さにより事業の実績はあがらず、試験程度に終つた。」と述べられている。翌三十二年度からノリ人工採苗事業は軌道にのり、この時期以降ノリ人工採苗技術が確立し、ノリ種苗の良質かつ安定的大量供給が可能となつた。

また、当時は県財政が

極度に悪化し、各種事業が中断、抑制されていたにもかかわらず、本事業を優先的に取り上げられたことは、二〇年後の今日でも高く評価されている。

拡大期 三十四年には  
全國的に不作であった

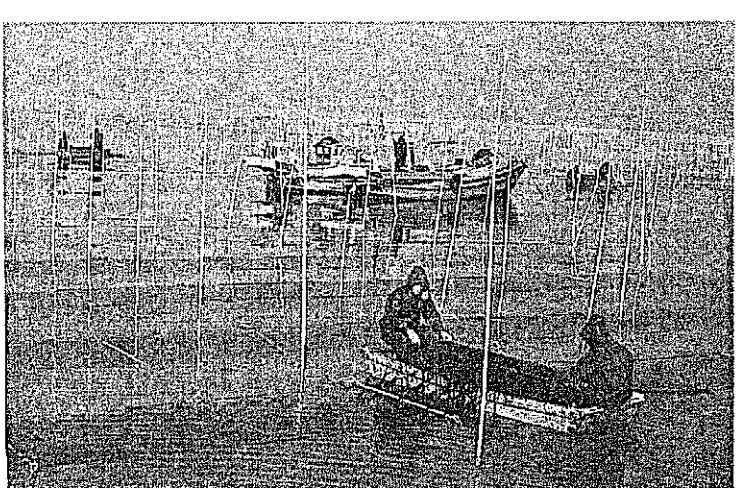


県水産試験場業務報告（昭和31年7月落成）

ノリ人工採苗事業の成功により、他県に委託して種付けした苦しい事態は解消し、青ノリが全くつかない優良な種付けができるようになり、この時期以降、有明海ノリ養

殖事業は爆発的な伸長を示していく。三十四年には沿岸漁業振興総合対策事業の適用を受けて県営大浦人工採苗場を増築し、糸状体培養能力を二万個に拡充した。一方、漁協経営によるものでは

三十四年以降一〇年間に採苗場が有明海地域一三か所、玄海地域五か所に設置され、後のノリ養殖事業隆盛期を現出した基盤となっている。

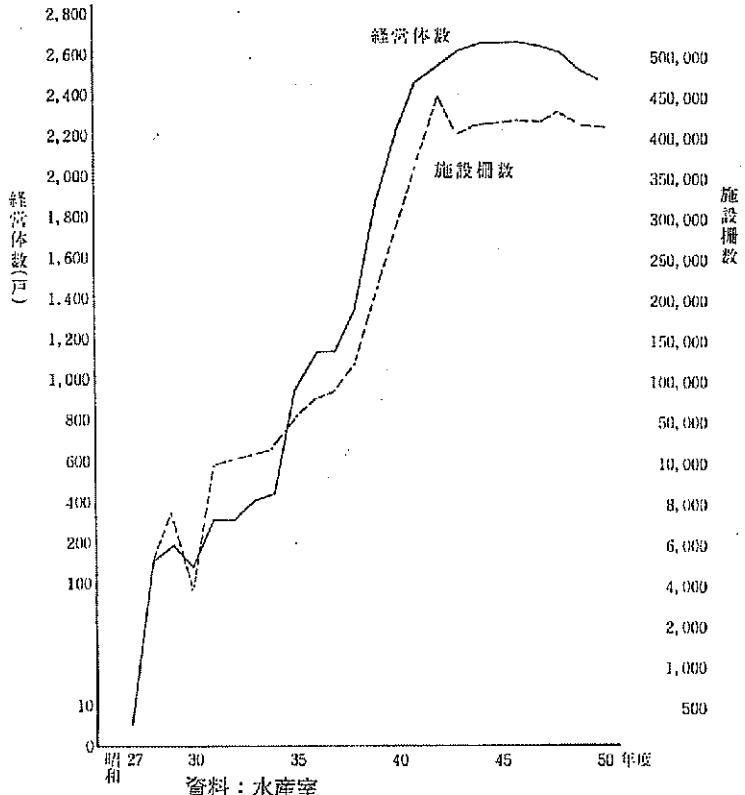


有明海のノリ摘み 昭和39年12月

が、本県有明海は三、六〇一万枚・三億二、〇〇〇万円の豊作で、長い間の苦労がやっと実を結び、ノリ養殖業者は借財の整理とともに乾燥機の導入等、新しい基礎固めに入った。三十五年九五七戸、三十七年一、一八二戸、三十九年一、八七七戸、四十一年一、四七〇戸と經營体は拡大に拡大を重ね、さしもの広い有明海はノリ網でおおわれ、一絆當体当たり一五〇柵の日本最高の施設単位を作るに至った。

この拡大は人工採苗事業の確立とともに有明海特有の養殖管理技術が進み、ノリ養殖事業の安定感がはつきりしたことによる。特に三十六、

有明海のノリ養殖の経営・施設柵数の推移



七年の農薬PCPによる魚貝類の大量へい死事件は、漁船漁業專業者を強く刺激し、県もノリ養殖への転換を強く要請したことこの原因となつた。収穫・加工工程においても、ノリ摘採が三十六年から機械化され、さらに脱水機、新型乾燥機の出現となり、これが経営施設の増大化に連なり、有数の生産県となる要因となつた。

白グサレ災害 四十二年度のノリ養殖経営体は、二、五五一戸、施設網数四五万四、八六五柵で、千葉地域のはとんどがノリ漁場として行使されることとなつたものの、漁場の形成は不規則で整然としておらず、

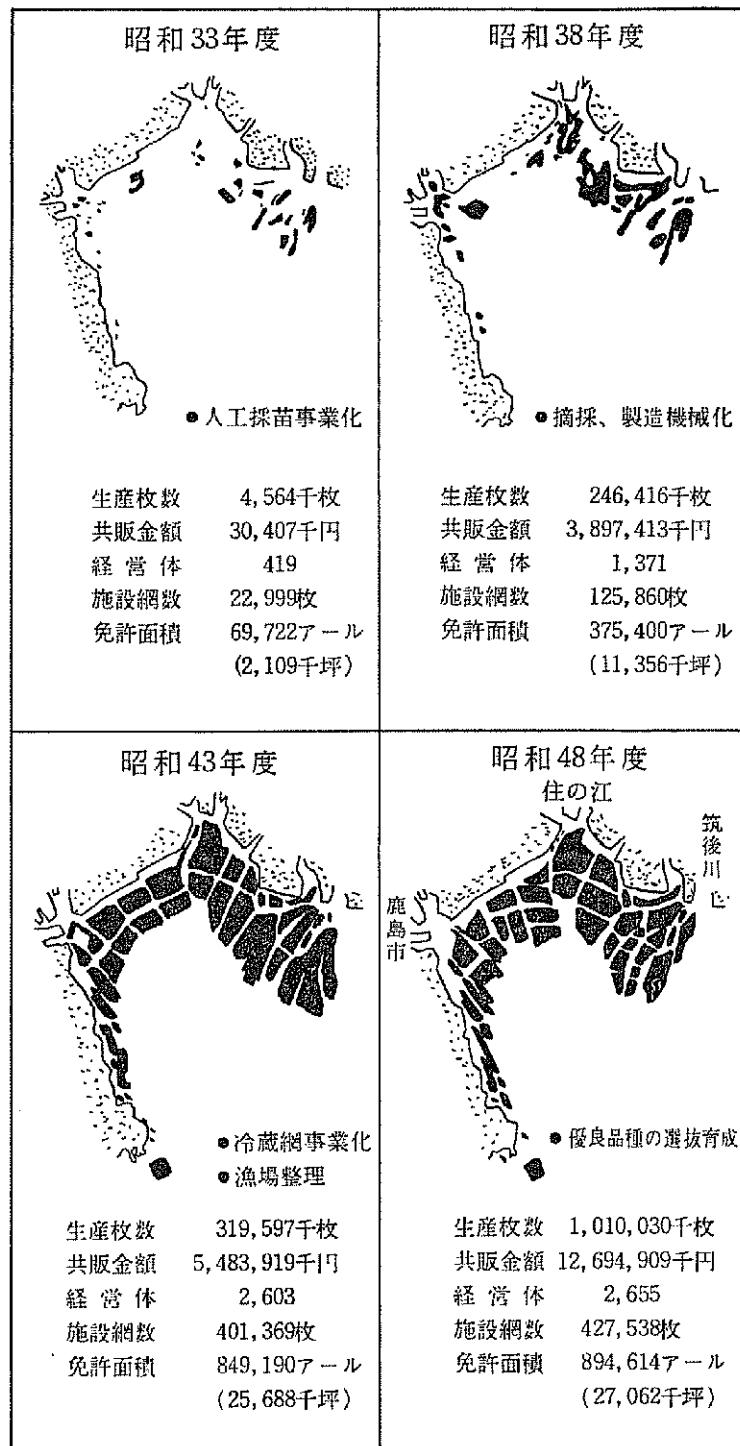
船の通る水路さえ分らぬ状態にまで張り込まれた。当時は漁場の拡大により経営規模を拡大することが最大の目標であり、ノリ養殖業の好況等もあって、漁場形成・行使に計画的な配慮が困難な事情もあつた。たまたま、この年は異常気象・異常海況と、環境の悪化が重なり、ノリの伸びが全くなく、葉先から白変して流失し始め、この症状が漁場全域に拡がり、また玄海地区にも波及した（病名は、一応疑似白グサレ症と呼ばれている）。

県はこれに対する緊急対策として、国立水産研究所の指導を受けて、被害網の撤収と二次芽採苗による再生産や冷凍網による張替を指導する一方、救護用種網購入費や翌年度のノリ原藻購入費として一、一〇〇万円の補助を行つた。この年のノリ生産は、有明海では若干の生産があつたのみで回復せず、前年の一六%という大減収となつた。また、玄海地区は後半や回復した所もあり前年の五三%の生産に食い止められた。県全体では、前年比四九億八、〇〇〇万円の大減収という打撃を受けた。この現象は四十年に千葉県・愛知県にも起きていたが、始め



衆議院ノリ被害調査団 昭和42年12月

## のり漁場の変遷



て受けたこの大被害に対し、国立水産研究所の指導を受け、抜本的な対策が早急に検討された。

取りあえず国に対して、天災融資法の発動を申請して八億九、〇〇〇万円の融資を受け、さらに県は一億三、〇〇〇万円を県信漁連に預託して応急資金の貸付等、被害ノリ漁業者の救済を行った。

生産安定期 四十二年災害を素直に反省し、国立水産研究所の指導を全面的に受け入れ、漁場の改善とノリ養殖管理の自主規制を主軸にして、四十三年六月「県ノリ養殖安定化促進対策要綱」を策定し、全面的実行を

漁業者に普及した。また、四十三年度は漁業権の更新時に当たり、従来の漁場は全面的に白紙に戻し、船通し・潮通しを優先的に確保し、漁場の主要基点には標識杭を設置するなど漁場の過密化を是正し、漁場利用の正常化をはかった。これには漁業者からかなりの抵抗もあったが、白グサレ災害対策の根本的施策であり、県および有明海区漁業調整委員会も厳然たる態度を堅持した。また、採苗時期の統一など自主規制を折り込んだ集団管理方式を取り入れ、併せて病害対策に冷凍網の新技術を普及させた。

ノリ養殖は、連帯した海面で行うので、共同責任体制による管理が必

要があるので、行政機関・水産関係団体・漁民一体となってノリ養殖安定化推進対策協議会を設置した。

この年は経営体二、六二八戸・施設柵四〇万四、三〇八柵と一割以上の減柵となつた。かくして、四十三年度は三億三、六〇〇万枚・五八億円と回復し、全国的不作の中に目立つた実績を示した。白グサレは二年続くとのジンクスも起らず、一年目で回復したことは異例のことである。四十六年度は七億三、〇〇〇万枚・一〇三億円と記録を伸ばし、本県第一次産業の中でも米、みかんと並び三本の柱の地位を確立した。

佐賀ノリの冷凍縮技術・処理機器の普及等により、全国的に漁場銘柄の確立へは拡大してきた。このため、地域によっては豊岡を繰返しながらも、全国生産量は増加してきた。四十七年度の全国生産は六〇億枚を突破し、七〇億枚、八〇億枚生産の可能性も考えられるに至つた。ところが四十八年度は異常天候の中に品質の低下が続き、九三億枚の大量生産となり、ノリ流通面に大波紋を与えた。この時期は石油ショックの発端期であり、消費の円滑化をいかにするかを行政・商社・生産者共々慎重な検討が続けられた。この年は本県でも一〇億一、〇〇〇万枚・一二六億円、一枚当たり平均単価一二円五六錢と文字通りの大漁貧乏の年であった。結局は滞販ノリが消化出来るまで自主的に生産調整を実施して、この危機を乗り切ることを全国的に申し合わせをした。

事ここに至れば良質ノリの生産で勝負する外なく、四十九年十一月うまい佐賀ノリづくり運動推進大会を開催し、從来のノリ養殖安定化促進対策要綱を含めて、新たに「うまい佐賀ノリづくり運動推進要綱」を制定し、本部長を知事として、計画生産の推進・うまい佐賀のりの安定生産・経営合理化の推進等を実施することとした。この結果、四十九年度

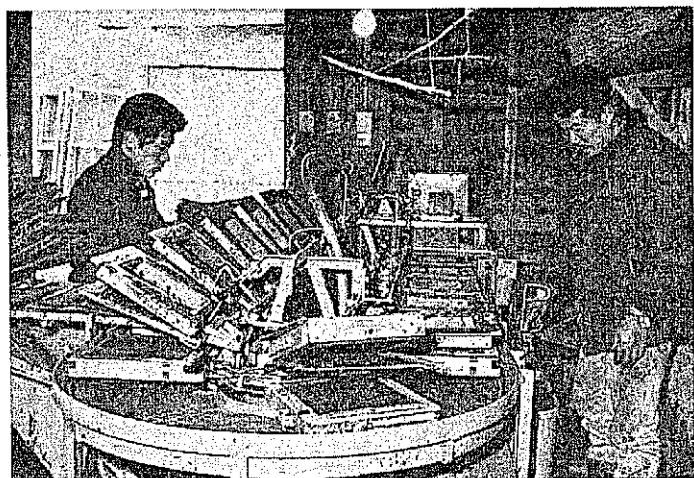
九億六、七〇〇万枚・一四五億円、五十年度一〇億六、五〇〇万枚・一五三億円の生産実績をあげ、名実ともに日本一の生産県となつた。なお特筆すべきことは、ノリ一枚当たりの価格で、四十九年度六六円、五十年度八三円と、全国最高の価格が本県で作られたことである。

玄海のノリ 一方、玄海では、明治時代から松浦川河口、伊万里湾で行われており、昭和二十七年、満島漁協（唐津市）は女竹ヒビにより本格的な養殖に取り組んでいる。三十二年、イワシ漁業の不振から浜崎漁協、三十八年浮流し養殖の開発により高島漁協の漁船漁業者が転換して、本格的にノリ養殖に従事した。玄海は波浪が激しいため、防波施設によるノリ漁場造成に意が用いられ、三十四年から四十三年度までに沿岸漁業振興対策事業あるいは沿岸漁業構造改善事業で四か所に防波施設を設けた。玄海のノリ養殖は有明海に比べて規模は小さく、生産量は有明海の三七四%位である。

そのほか、四十八年の、伊万里湾開発事業のため、伊万里湾ノリ養殖事業は五十年度末で長い歴史を閉じている。

機械化の推移 女竹ひびの時代は手摘みしかできないので、おおよそ機械化は夢想だにしなかつた。水平ひびになつて、高さの調節によるノリ養殖管理技術が生れたが、摘採は手摘みであり、家族労働力主体では、ノリ網三〇柵が一経営体の限度であった。また、真冬のノリ漁期は時雨模様がつきもので、天日乾燥の良否がノリ生産量を左右し、機械化はまづ乾燥工程から始まった。本県では三十三年噴機械が導入されたが、当時は天日乾燥の干枠を箱型の装置に入れ、オイルバーナーによる熱風乾燥方法で、毎年色々の型式が出現して改良が加えられた。

三十六年にはノリ摘み機械が本県人の手で発明され、三十八年は県内



昭和41年12月

全漁家に普及し、これが経営規模の拡大となり、新漁場の開発・経営体の増加へとつながった。この時点からますます機械化が進み、ノリ抄機・乾燥機等各メーカーは有明海ノリ養殖事業を目標として改良を重ねてきたため、本県の機械化装備は全国最高となり、大量生産時代を自ら迎え入れたともいえる。

四十四年以後は年を追って生産の新記録を樹立

した。水洗機・ミキサー・ノリ抄機・脱水機・乾燥機と年々改良されたが、五十年代には労働力の不足からノリ製造工程を一元化した全自动製造機械の開発となり、ノリ養殖経営に一大転換期をもたらした。

#### 施肥試験

三十二年、愛知県・熊本県等のノリの先進県では種々の施肥試験が行われていた。漁場に浮かべた肥料塔から溶出する方法、施肥船のポンプによる肥料の葉面散布法、あるいはヘリコプターによる空中散布法が行われたが、商業化する程の効果は見られなかった。三十七年早津江川沖の漁場で佐賀東部の七漁協が一千数百万円を投じ、広域的に施肥を行ったが、当時は分析機器が貧弱なため、数字で表明するほどの

効果は分らなかった。

四十二年の白グサレ災害後、漁場の整理・冷凍網の技術導入・水産試験場の整備拡充とともに、筑後川水資源開発に伴う水産業の影響調査が実施され、これによって、有明海ノリ養殖漁場の生産力を解明し、時期的・地域的な漁場の優劣がかなり判然としてきた。

四十八年度は全国的に降雨量が少なく、漁場は貧栄養状態が続いて品質低下のノリが大量に生産され、本県も同じ状況にあった。この対策として四十九年有明水産試験場では施肥による改善策を検討し、毎年栄養塩の早く低下する有明海西部の塩田川沖の漁場を対象として、大がかりな施肥試験を実施した。方法は窒素肥料(塩安)を陸上で溶解し、毎日、定量を河川に放流し、海面に到達後は有明海特有の干満の激しい潮汐流を利用して混合拡散させ、必要栄養分を一定期間保持するという方法で、他に類例のないものであった。試験は五十年一月九日から、塩田川の上流の竜王漁協・南有明漁協の糸状体培養場の水槽で塩安七〇〇tを溶解し、延一〇日間にわたって川から漁場へ放流した。この結果、施肥期間中の生産量は、七、六五九万枚を上げ、有明水産試験場の調査報告書によれば、漁場内の肥料分布は理想的な状態で、品質向上し、試験経費三、〇〇〇万円に対し、質の向上による利益は約一億二、〇〇〇万円と判定している。これ以後、西部の八漁協は毎年の事業として続けている。

#### 品種試験

元来、ノリは内湾の河口域にアサクサノリを主体に養殖されてきた。女竹ひびから水平ひびに変化した以降、養殖規模が拡大され、赤グサレ等の病害被害も大きくなつた。病害に強い品種として、外海水性のスサビノリが広く導入され、有明海もほとんどこの種類となつた。本県有明海では、漁業者自身で県外のノリ产地から新しい種苗の導入を

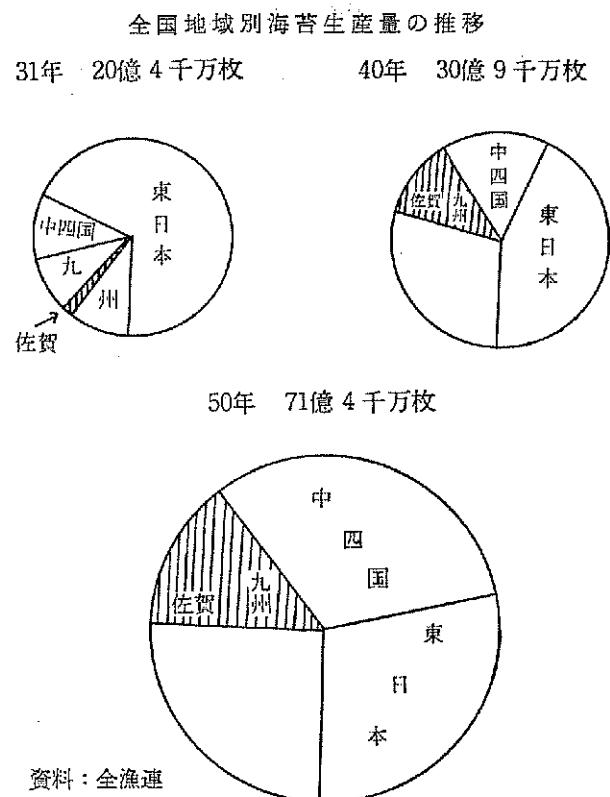
行ってかなりの種類のものが生産された。これが有明海特有の環境に馴れて佐賀ノリの名声を高めてきたが、機械化が進むにつれ量産化的傾向が強くなり、伸びの早いもの、収量の多いものへと執着し、中には食味の不味なものが出て、取扱商社から強い批判が出て来た。

四十九年から生産調整が始まり、量より質への転換をするためにも本県の銘柄品種を作る必要が出てきた。折柄、有明水産試験場で優良品種の選抜試験を行っており、五十年度から三品種の企業化試験を水産試験場の指導のもとに県下六か所で行っている。

共販体制  
ノリ製品の販売は、通常「浜売り」と称して、生産者各自

がノリ商人と直接取り引きすることが多く、全国各生産地の伝統でもある

この年の一月、有明漁連は単独で始めて入札会を開催し、八〇〇万枚を二五〇万円を売り上げた。三十二年、九州山口地区漁連会長会議の下部組織として九州山口地区海苔共販会議がもたらされ、旧来の習慣を打破し、生産者が主導権をもつ体制として、九州地区漁連乾海苔共販協議会が発足した。従来は、大阪地区商社相手の入札会であったが、東京地区的商社も参加することになり、ノリ生産の伸展とともに、販売の拡大が確固となって、前途はますます明るいものになった。この体制は、関東・東海地区のノリ生産者にも強い刺激を与えた。



資料：全漁連

県は、ノリ生産の増大に対応して、三十二年から県営のノリ検査を開始し、また、沿岸漁業振興対策事業等でノリ共同集荷施設の設置を助成した。県営ノリ検査は、四十三年まで実施されたが四十四年以後は漁連の自主検査に移行した。さらに四十年十二月、有明漁連は、八、六〇〇万枚収容の集荷倉庫、四十五年十一月には九、〇〇〇万枚収容の倉庫・



有明ノリの入札会

見付場・入札棟、四十七年三月冷蔵室・火入施設等を逐次整備して、流通の円滑化をはかった。四十八年以降は生産量が増大し、一回の入札会に一億枚以上の出荷が度々行われるようになつたが、これは全国に類例のない規模である。

**サンノリ 佐賀有明海**の生産の伸びは九州地区の著しい伸びとなり、  
**の設立** 全国生産量が五〇億枚以上になるのも、時間の問題であり、

今後のノリの価格安定を基本構想として、佐賀有明海の各漁協とノリ商社の共同出資により、ノリ加工会社である「サンノリ」株式会社を三十一年五月佐賀市西与賀町に設立した。ノリの加工とともに、ノリ入札会にも参加し、価格の安定化に積極的な努力が払われている。

#### (五) 漁場環境の保全対策

水産業における海面・内水面は、農業における耕地と同様であり、漁場の荒廃は生産の低下を惹き起すことは自明である。特に水質汚染が最大の阻害要因であり、古くから紛争の原因となつていて。

こうした水質汚染等問題に対しても、従前は、公共用水域の水質の保全に関する法律（昭和三十三年制定）、工場排水等の規制に関する法律（同）等に基づいて規制されていた。四十年代以降の公害問題の多発に対処できず、四十二年八月公害対策基本法、四十五年十二月水質汚濁防止法等の制定によって、規制の強化・環境アセスメントの実施、無過失責任制の導入等によって充実をみることになった。

**漁場の保全問題** 本県は、重化学工業が先進工業県に比較して、きわめて少しきめ細かいため、これに起因する漁業被害は少ない。従来、農業事故、製紙・でん粉・水産加工関係企業からの排水、炭鉱の坑内水・洗

炭水によるものが多かつたが、近年は火力発電所の温排水、重油汚濁事故に関するものが目立つていて。時期的には、経済の高度成長により、本県も三十五年頃から工業化が急速に進展し、これに比例して漁業被害に関する紛争が多発・複雑化していく。陳情・要望書等により、公害として苦情処理されたもののうち、水質汚濁に関するものが三十六年～四十一年に九八件に達している。

以上の水質汚濁等に関するもののほか、工業開発や干拓事業の推進による漁場そのものの喪失の問題がある。特に有明海は、干拓事業と宿命的関係にある。また、最近では、工業開発・都市の拡大・生活の高度化に伴う水資源の開発が水産業におよぼす影響について、筑後川を舞台に論議されている。

**保全対策** 本県における漁場保全対策は、昭和二十年～三十年代にはの充実 法の不備もあって、後述しているように、個々の被害の発生の際の原因究明・施設の改善指導、被害対策的色彩が濃かつた。四十年後半以降、対策は急速に充実することとなつた。

四十一年には関係水域や海面毎に汚濁水対策協議会（松浦川・有田川・六角川・唐津港）を設置し、関係機関・企業の参加を求め、被害発生の防止を図った。四十六年には、重油流出事故対策として、唐津港に中和剤・吸油マット・オイルフェンス等機材を常備させ、五十年度は有明海にも常備した。

四十七年には、P C B 環境汚染対策として、有明海・玄海の重要魚貝類を対象に実態調査を実施した。四十八年には有明海水銀汚染問題に対処して、魚貝類・底泥に含まれる水銀等重金属の量の測定調査を実施し、玄海についても同様の調査を行つた。



昭和43年2月

五十年度から、玄海・有明・内水面に調査地点二二か所を設け、調査指導員一人を配置し、漁業公害に対する監視、情報収集・被害発生時の防除措置に関する指導を行なう。漁場の保全をはかっている。また、原因者不明の漁場油濁事故の漁業者救済を目的に設置された財団法人漁場油濁被害救済基金に対して五十年度から負担金を拠出している。

炭鉱・でん粉・水 終戦後から三十年代までは、炭鉱の生産活動は活躍加工による被害 発で、坑内水・洗炭水の排出は各河川に放出されていたが、内水面漁業者が少なく、被害額は不明であった。石炭産業の合理化によって、四十七年には県下の炭鉱が閉山し、各河川はおのずと清流が蘇ってきた。また、伊万里湾では炭鉱のボタを海面へ投棄してボタルを築いており、沿岸生物に悪い環境を与えていた。松浦川上流にはでん粉工場が所々に見られ、河川汚水の最大の原因となっていたが、工場の閉鎖により問題はなくなった。

そのほか、玄海原子力発電所の設置については、四十四年から四十五年にかけて、温排水問題に対処するため、現況の事情調査を実施した。五十年十月の一號機営業運転開始については、四十八年から温排水事前調査（四十八年は県単独事業）を実施、五十年以降は事後調査を実施している。

また、水産試験場の公害問題等の検査・研究機器を充実させた。

次に本県における主要な漁場環境保全問題について、概要を述べる。

製紙工場 西肥板紙工場（現佐賀板紙、久保田町）は大正十二年から操業の排水業を開始し、排水は福所江を通り、住ノ江港から有明海に

排出して、当時、貝類養殖の盛んな有明海漁業に被害を与えた。漁民との間に紛争が発生した。昭和九年工場と関係漁協との間で補償契約が結ばれ、現在にいたっている。これは、本県初の漁業被害事件とされている。

四十年代になり、工場の拡大とともに排水量が増加し、海面への汚水の分布が拡がった。この頃は有明海ノリ養殖拡張の絶頂期に当り、漁業者の抗議行動として、四十三年九月六角川汚水被害漁民総決起大会が佐賀市で行われ、工場の設備改善・被害補償等、新たな契約が行われた。

県は公害対策基本法・水質汚濁防止法に基づき、福所江には上乗せの水質基準を設定し、環境改善の監視を現在も続けている。

三十年代以降、水産練製品工場の合理化が、企業の合併・規模の拡大となり、この被害が四十年代に至り唐津湾・有明海の鹿島地域で問題となつた。排水淨化施設の整備等を県が積極的に指導し、特に唐津湾では唐津港に四十七年水産加工団地を造成し、その中に四十九年から二か年事業で汚水処理施設（総工費三億九、三〇〇万円）を補助事業で設置した。

農薬によく戦後の農業の発展は、農薬の開発に負う所が多い。二十七年の被害 一八八年頃は本県の農薬使用は活発で、二化メイ虫に卓効

## 最盛期に漁獲が皆無 途方にくれる中川漁民



昭和28年のホリドールによる被害  
(昭和28年 西日本新聞)

業者への座り込み抗議も行われた。当時、農林省としては米の生産増強が至上命令であり、「農薬使用によって、自然環境に異変を与えるのは止むを得ない」という発言さえあつた位である。二十六年十二月に水産資源保護法が制定施行されていたが、因果関係の究明が必要で、県は国に対して専門調査を要請し、補償の要望を行うとともに、水産試験場有明分場は実態調査と原因糾明の動物試験を実施した。この結果、ホリドールはかなり薄い濃度(一億分の一)でも甲殻類には大きな影響を与えることが判明した。二十九年九月一億円の経営資金貸付けの応急対策をとるとともに、有明海四県の農薬被害対策委員会を設けて国に被害対策を要求した。翌三十年度から、国は対策費を予算化し、種苗施設費等の補助で、貝類養殖あるいはノリ養殖への転換を奨励した。その後、ホリドールは農業での使用が禁止となつた。

三十六年、水稲除草剤PCPが出現した。PCPは魚貝類に対して毒性があるので、県は同年五月使用要領を定めて使用地域を指定し、使用

のある有機磷酸殺虫剤ホリドール(パラチオン)が多量に使用され、これが有明海に流れ込みエビ・アミなどの甲殻類にじん大な被害を与えた。二十八・二十九年度の損害一億九、七〇〇万円に達した。これ

に対して、一部被害漁業者への座り込み抗議も行われた。当時、農林省としては米の生産増強が至上命令であり、「農薬使用によって、自然環境に異変を与えるのは止むを得ない」という発言さえあつた位である。二十六年十二月に水産資源保護法が制定施行されていたが、因果関係の究明が必要で、

翌三十七年には県内に農薬対策委員会を設け、指導の万全を期したが、豪雨のため、再びPCPの流出があり、前年を上回る被害が発生した。有明海は、腐敗臭が漂い、被害額は六億五、〇〇〇万円に達した。こ

の事故で水産試験場有明分場は、被害検体からPCPを検出しており、國も原因を糾明し、豪雨による有明海の淡水化は生物の生活条件を著しく悪化させ、かなり薄い濃度のPCPでも生物は致死状態になることを結論づけした。

県は有明海三県および漁業団体とともに被害復旧と國の補償を要望し

方法を周知徹底させるなど漁業への被害の未然防止に努めた。しかし、散布後四日間の連続降雨に遭い、水田から溢流したPCPは有明海に流入し、アサリ・モガイ・カキ等一億四、〇〇〇万円の魚貝類のへい事故を出した。県は応急措置として二、〇〇〇万円で一〇万坪の漁場清掃事業を行つた。漁業者は、有明漁連を中心に、國や県に対して被害補償とPCPの使用禁止を陳情した。



農薬PCPによる漁業被害対策の漁場清掃 昭和37年

た。國もこの要望に対し漁場耕耘清掃事業（三、一九五万円）、種苗購入事業（八〇二万円）の補助事業を行つた。この事故から、農業面では低毒性農薬の開発・農薬取締法の改正が行われ、漁業面では危険な夏の事業よりも冬の安全な事業であるノリ養殖への転換を促進させた。「禍を福となす」のとおり、この転換がノリ養殖の急速な発展の端緒ともなつた。

#### 唐津湾重油 四十四年一月玄界灘の加部島沖で下関市の小型タンカー

汚染事故（三六一t、重油五〇〇kg積載）が沈没し、流失した重油は唐津湾のノリ漁場に流れ込み、約三億円の被害を出した。重油事故は他県ではひんぱんに起きていたが、本県では始めての事故であり、解決は難行したが、県の仲裁で補償額六、三〇〇万円で妥結した。また、同年三月、九電唐津火力発電所貯油槽から重油漏出事故が起つた。

県は重油被害防止対策として、オイルフェンス・吸油マット・油中和剤を購入して唐津港に常備させた。ひんぱんに起る重油流失事故は、全般的な問題となり、五十年三月、国は漁場油濁被害救済基金を設定し、加害者不明の場合も被害者の救済を行うことになつたので県および漁業団体も基金造成に毎月拠出している。また、有明海にも防止対策としてオイルフェンス等を常備した。

有明海の重金 四十五年、福岡県大牟田市の工場から長年にわたつて、排出・蓄積されたカドミウムが、有明海の貝類・ノリを汚染して、食品としては危険であるということで大問題となつた。県は直ちに漁場調査、ノリ・貝類の分析を行い、その結果、一時に大量の採取をしなければ安全であるとのことで落着した。

翌四十七年は全国的にP.C.B.汚染が騒がれ、水産庁は全国漁場の総点

検を行い、汚染区域については精密点検が行われたが、本県には該当はなかつた。

四十八年には、第三水俣病事件を契機に、有明海の有機水銀が問題となり、国は有明海・八代海の水銀の総合調査として有明海四県と鹿児島を含めた広範囲の中で漁獲物の分析を行つた。本県も、四十八年魚貝類八七六検体の分析を行つたが、この種の汚染に該当するものはなかつた。

火力発電 三十六年六月、県は産炭地火力発電所として九州電力唐津所と漁業火力発電所（出力一五万六、〇〇〇kw）の誘致問題がおこり、漁場の放棄、移転等で漁業補償交渉は難行したが、四十年六月着工、四十二年十月正式運転に入った。その後、二期、三期工事を増設され、発電能力一〇三万一、〇〇〇kwの九州最大の火力発電所となり、燃料もすべて重油に切り替つていた。しかし、元来、ノリ養殖事業は、温排水によって生産の低下をもたらすが、冬期には唐津湾奥にプランクトンの異常発生による小魚の異常収集の現象もおこり、さらに魚によるノリの食害が目立つてゐる。

四十三年六月には、玄海町値賀崎に九州電力玄海原子力発電所（出力五五万九、〇〇〇kw）の立地が決定し、五十年十月営業運転を開始し、さらに第二期工事が計画されている。これらの開発により漁場が喪失されたが、温排水の水産資源および漁場環境に与える影響については、引き続き調査監視が行われている。また、一方では温排水を利用した養魚事業についても技術開発の検討がなされている。

伊万里湾開発と石炭産業の潰滅によって、これに代わるものとし漁業者の転業で、伊万里湾では木材関連の企業が誘致され、輸入

木材の増加とともに、四十二年、四十四年と貯木場が造成され、伊万里湾漁民は逐次漁場を失った。四十五年名村造船所を誘致するため、七ツ島の埋立計画が出され、ここで伊万里湾漁民は全く死活問題として大きく動搖した。

当時は、漁業者の老令化・後継者の不足等で、今後の漁業に不安視する者も多く、遂に伊万里湾漁協は解散を目指として四十七年三月伊万里湾の全面漁業権消滅を受諾した。県は漁業権の補償を行うとともに、漁業者の転業対策に力を注ぎ、名村造船所の清掃事業等を転業漁業者に専任させるため、七ツ島産業株式会社を設立させた。また、四十五歳以下の漁業者は希望により名村造船所の工員として雇用された。

**漁業と干拓** 有明海の干拓は長い歴史があり、漁業とは宿命的関係にあるとまで言われており、干潟の堆積が自然に漁場を冲合に押し出している。日本有数のノリ養殖漁場の形成された現在では、干拓事業は微妙なものとなり、東与賀町地先の佐賀干拓計画は漁民の反対で棚上げされた。同様に長崎県の諫早干拓計画も中止されていたが、五十年度再び計画の実施を打ち出し、佐賀・福岡・熊本の三県漁民が結束して、反対運動を展開している。

#### 水資源開発と漁業

必要とし、三十六年水資源開発法が制定され、三十九年十月筑後川水系が指定された。筑後川開発は福岡市・北九州市等への供給を目途として、上水・工水・農水の利用計画を北部九州四県と建設省とですすめられてきたが、水産用水の維持確保の点から筑後川の取水が漁業へ与える影響は大であるとして、四十年九月佐賀・福岡の有明海漁民が決起して福岡県大牟田市に集まり、筑後川開発反対の漁民大会を開催

した。時あたかもノリ発展の絶頂期にあって、有明海漁業の死活問題として、大きな波紋を投げかけた。國は四十年九月、

水産庁に調査団を編成し

て「筑後川水系開発に伴

なう漁業への影響調査」

に乗り出した。四十三年

十月、水産庁調査団は、

「筑後川の流量が四〇

四五<sup>㎥</sup>/秒を下回る場合

は、ノリ養殖に影響があ

る」と発表した。その

後、四十四年度から再度

五か年間にわたり影響調査を行った。

#### (六) 水産業協同組合・水産金融

**水産業協同組合** 占領軍の経済民主化政策は、水産業団体にもおよび、戦時下の水産団体の統制法である水産業団体法（昭和十八年三月制定）に基づいて設立されてきた県水産業会と市町村の漁業会は解散することとなり、二十四年十月十四日をもって事業を打ち切り、新漁業権の免許完了の二十七年まで漁業権の管理団体として存続することとなつた。これに代って、二十四年二月水産業協同組合法が施行され、



筑後川開発反対漁民大会 昭和40年9月（佐賀新聞）



(昭和46年4月完成)

漁民や水産加工業者による  
民主的経済団体である  
水産業協同組合が設立さ  
れることとなった。

新しく設立される水産業協同組合の種類は、当初、漁業協同組合・漁業生産組合・水産業加工業協同組合・漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会の五種類とされた。漁業協同組合は、經濟事業を主体とする民主的団体と性格づけられた

が、漁業権の管理はもとより漁村における経済的主柱であるため、漁民の関心は高く、急速に設立が進み、二十五年一月末には旧漁業会を上回る六八漁協が設立された。

漁業協同組合連合会については、玄海と有明海の漁業型態の相違や旧水産業会の負債処理等から、玄海と有明海の二地区に分裂し、二十四年九月玄海漁業協同組合連合会、同じく十月有明海漁業協同組合連合会が設立された。二十七年度末には、沿岸漁業協同組合六九、内水面漁業協同組合一三、漁業生産組合五、水産加工業協同組合一、漁業協同組合連合会二に達した。さらに、二十九年一月県信用漁業協同組合連合会が設立された。

県水産業 旧水産業会や漁業会の解散に伴う清算事務は、水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律に基づいて、資産の譲渡や債務の引き受けがなされることになった。県水産業会は、戦時中から戦後にかけて統制経済のもとで、購買・販売・鮮魚・製氷・製塩・製材加工・造船・運送・信用・指導事業等広範囲な事業を行い、二十三年度の取扱高は一一億五〇〇〇万円に達していた。

事業内容には製塩事業・造船事業等国策的事業を含み、事業資金は大半が借入金に依存し、当時の混沌とした経済情勢のもとで、インフレの高進による人件費等の上昇、漁獲物の共販系統外への横流れによる手数料減、事業の不順れ等による未収金等があり、二十三年度決算では九一四万円の損失を出していた。二十四年四月十四日解散準備総会が開かれ、法定期限までは事業を継続し、漁業協同組合連合会が設立された場合は全面的に事業を移譲することを決定した。

県単一の連合会の設立は不調に終り、玄海漁連と有明漁連の二団体となつたため、分割して資産の譲渡、債務の引き受けがなされることとなつた。県水産業会資産処理委員会が設置され、県水産業会は十月十四日付で解散し、統いて清算事務にはいった。解散時は二、七四七万九千円の損失が見込まれていたが、両漁連が協定して資産・債務を引継ぐこととなり、割合は玄海漁連七五%、有明漁連二五%であった。

漁業合併 沿岸漁業協同組合の実態(二十八年三月末現在)は、浜浦の促進 あるいは部落単位に設立されたものが多く、組合員数は最高四八七人・最低二人・平均一四八人であり、出資金についても最高四三七万四、九〇〇円・最低一万〇、五〇〇円・平均五一万二、八八〇円であるなど、一部の組合を除くと経済的基礎は貧弱であり、大半の組

合は漁業権の管理団体と言つても過言ではなかつた。また、大半の組合が沿岸漁業の不振のため累積赤字をかかえていた。

こうした不振を続ける漁業協同組合の再建のため、後述の漁協の再建整備と共に、漁協の合併による経営基盤の確立がはかられることとなつた。

合併による漁協の整備統合は、二十七～三十年頃の町村合併の気運と共に盛り上がり、二十七年六月、県は漁協の再編成を重要施策として取り上げ、各地区に標準漁協地区協議会を設置して合併を推進した。二十七年十一月には標準漁協協議会補助金交付制度を設けて、関係団体が適正漁協の合併の推進のため設置した、標準漁協協議会の運営費を補助することとした。三十年三月東川副村と新北村との合併により諸富町が成立したのを契機に、同年五月新北村漁協が東川副村漁協を吸収合併した。三十年四月には浜町漁協が浜町有明漁協を吸収合併した。そのほか、經營基盤の弱い漁協では、解散して経営基盤の良い漁協へ加入する例が目立ち、二十九年八月南杵島漁協解散（組合員は竜王漁協に加入）、三十一年一月白石町漁協解散（組合員は福富漁協加入）があつてゐる。

玄海では、肥前町・伊万里市を中心に合併がすすみ、二十九年十一月には牟形漁協が菖津漁協に吸収合併され、さらに三十年四月には菖津・京泊・駄竹・納所・晴氣・星賀・向島の七漁協合併により入野漁協が成立した。

三十二年五月には伊万里・黒川・山代の三漁協合併により伊万里湾漁協が成立した。翌三十三年五月には片島本部漁協が片島漁協を吸収合併している。また、経営不振から漁協活動を停止している、いわゆる「休眠組合」についても解散命令をだして解散させた。

年 度	水産業協同組合の推移			各年度末現在			
	海面漁業協同組合			内水面漁業協同組合	業種別漁業協同組合	生産組合	水産加工業協同組合
	有明海	玄海	計				
昭和							
24	27	(1) 41	68	0	0	1	2
25	27	(1) 42	69	0	0	1	2
26	27	(1) 42	69	0	0	1	2
27	27	(1) 42	64	0	0	1	2
28	27	(1) 42	57	22	22	1	1
29	25	(1) 39	55	23	25	1	1
30	23	(1) 33	55	25	25	1	1
31	23	(1) 34	54	18	18	1	1
32	24	(1) 32	53	19	19	1	1
33	24	(1) 31	53	52	52	1	1
34	24	(1) 31	52	52	52	1	1
35	24	(1) 31	52	53	53	1	1
36	23	(1) 30	52	52	52	1	1
37	23	(1) 30	52	52	52	1	1
38	23	(1) 29	52	52	52	1	1
39	23	(1) 29	52	52	52	1	1
40	23	(1) 29	52	52	52	1	1
41	23	(1) 29	52	52	52	1	1
42	23	(1) 29	52	52	52	1	1
43	23	(1) 29	52	52	52	1	1
44	23	(1) 29	52	52	52	1	1
45	23	(1) 29	52	52	52	1	1
46	23	(1) 29	52	52	52	1	1
47	24	(1) 29	52	52	52	1	1
48	24	(1) 29	52	52	52	1	1
49	24	(1) 28	52	52	52	1	1
50	24	(1) 28	52	52	52	1	1

注：（ ）は非出資漁協を内書

資料：水産室

その後は、町村合併の落ち付きや有明海におけるノリ養殖業の発展に伴い漁協の経理内容の好転もあって下火となつた。

三十五年漁業協同組合整備促進法が制定され、不振漁協の再建がはかられることとなつた。その一環として知事の合併勧告・合併奨励金の交付等合併促進措置が法制化され、知事の合併勧告を受けて、三十六年九月有明漁協は廻里江漁協を吸収合併した。

四十二年七月漁業協同組合合併助成法が制定され、適正規模の漁協の

育成のため、合併の推進と合併に伴う助成が講じられたこととなつた。

県においても、四十二年度からの沿岸漁業構造改善事業の実施を前に、漁協の体質強化が必要であることから、合併を勧奨し、四十二年十月呼子・呼子海土町の二漁協合併により呼子町漁協が設立された。その後は、合併問題は進ちょくせず、今日に至っている。

そのほか、四十七年の伊万里湾開発事業により、漁業権の全面消滅補償となつた伊万里湾漁協が五十年六月解散している。

その他の水産業協同組合は、二十六年頃から淡水魚の増殖業協同組合を目的に、県内の主要河川・クリーク群・溜池・北山ダム等を中心にして設立され、三十九年には二十五組合に達していた。その後は事業者が少ないと漁業環境の悪化に伴い減少し、五十年度現在一九組合である。

漁業生産組合は、玄海における中着網を中心に設立されたが、イワシの不漁と共に衰退し、四十六年三月現在五組合がある。

水産加工業協同組合は、二十四年九月県削節水産加工業協同組合（四十三年三月解散命令）と四十五年一月興唐津水産加工業協同組合が設立されている。

業種別漁業協同組合では、三十五年十二月県真珠養殖、四十七年五月県ウナギ養殖の二漁業協同組合が設立されている。

農林漁業協同組合再建 漁協の設立は、一町村一漁業会を原則とする整備法に基づく整備 水産業団体法時代と異なり、比較的容易であるため、一市町村に数組合が設立された事例も少なくなく、経済活動を念頭に置かない漁協が乱立した。これら漁協は、自己資本の不足、旧水産業団体の資産の引き継ぎに伴う財務の悪化、協同組合理念の不足等に

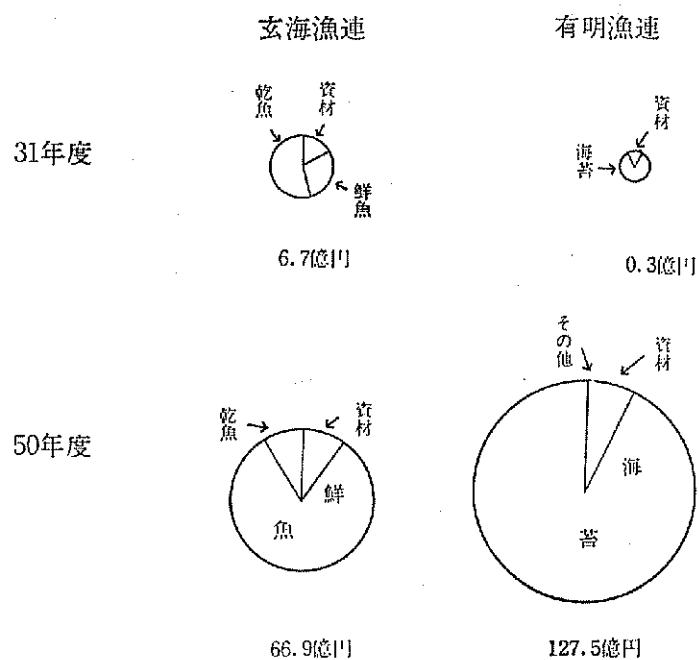
より、必然的に經營の悪化をきたした。

漁村の民主化・経済活動の中核として期待された漁協は、発足当初から弱体であり、前途が危ぶまれた。そして、全国的には二十五年五月から水産業協同組合育成強化対策が展開されたが、本県は、当時「有明海漁区紛争」という重大問題をかかえ、また從来指導事業の中心であった県水産業会が解散して有明と玄海の二漁連に分裂したこと等もあって、同運動が展開されたかについてはさだかでない。

不振にあえぐ農林漁業協同組合の再建をはかるため、二十六年三月農林漁業協同組合再建整備法が制定された。同法は漁業関係では漁連と漁協を対象とし、法の適用を受けて再建整備をはかるうとするものは、五年以内に目標達成できる再建整備計画を樹て、不良資産の処分・欠損金の補てん・出資金の増加等を行い、これに対して国が奨励金の交付等財政措置を講じると共に、特別指導委員の派遣により再建指導を実施して、再建整備をはかるうとするものであった。県内では有明漁連・玄海漁連をはじめ、二漁連・一三漁協が再建整備組合の指定を受け、二十六年度から三十年度までの五年間に増資奨励金九三四万二、一五六円・利子補給金一九九万五、六九二円が交付された。そして指定組合一五のうち一組合が目標を達成し、四組合が未達成に終った。なお、同法は二か年延長され、奨励金は将来償還することとなり、漁協再建の実体から大多数の組合が免除されることとなっていたが、漁協再建の実体六四四円を償還したことにとどまつた。

農林漁業組合連合会 旧水産業会からの赤字や不良資産を引き継いだ漁業協同組合連合会は、設立当初からこれらの重荷を背負い、經營は必ずしも良好ではなかつた。また、統制經濟

## 玄海・有明漁連の経済事業の推移



資料：玄海漁連・有明漁連

から自由経済への移行に十分対応できず、事業の拡大に伴う金利負担・売掛金の増大等により、全国的にも不振に陥る漁連が多かった。単位漁協の再建のためには、まず上部団体である漁連の再建が前提であり、漁連の財務整備の達成をテコに漁協系統全体の組織や事業の立て直しが要望された。既に、農業団体の要請により、農業団体の連合会の再建は農林漁業協同組合再建整備法によってのみでは困難であることから、二十九年八月農林漁業組合連合会整備促進法が制定されていた。

玄海漁連は、前述のように旧水産業会の不良資産をも含んだ全資産の七五%を引き継ぎ、購売・販売・製氷事業を行っていた。二十八年三月末

現在の経営内容は自己資本一、七八五万六、〇〇〇円、固定化資産五九四万六、〇〇〇円・欠損金一、一七六万四、〇〇〇円・系統金融機関に対する固定化債務四、五一六万八、〇〇〇円であり、経営不振に陥っていた。県は玄海における漁協の中核である玄海漁連の経営立直しのため、三十一年三月三十一日付で、玄海漁連を同法に基づく整備団体として指定した。整備計画は、三十一年度を初年度とする一〇か年計画を樹て、自己資本を充実し、不良資産を思い切って整理し、欠損金七、一一九万九、〇〇〇円・不稼動資産一、二三四万五、〇〇〇円を整備するものであつた。整備は傘下漁協の協力・役職員の努力により、三十九年度に期間を一年短縮して整備を終了した。なお、玄海漁連に対する政府の補助は一、四〇〇万五、〇〇〇円に達している。その後は、アジ・サバの好漁により鮮魚取扱いを主体とした経済事業が順調に進展している。

一方、有明漁連は、前述のように農林漁業協同組合再建整備法に基づく整備を完了し、ノリ事業を中心に伸長していく。二漁連の経済事業は漁業形態の相違を反映して、好対照を示している。

**漁業協同組合整備促進法**は、三十三年度から漁業協同組合整備強化事業として、指導事業が強化されることとなり、県は従来の水産業協同組合法に基づく年一回の定例検査や役職員の研修会のほか、巡回指導や駐在指導を行うこととなつた。三十三年度は駐在指導二件（小川島漁協・大浦漁協）、巡回指導三件（呼子漁協・呼子海土町漁協・伊万里湾漁協）であった。

農林漁業協同組合再建整備法により、不振漁協の再建はある程度の効果をあげたものの、三十年頃からのイワシ漁の不振により、玄海沿岸の各漁協は再び軒並み不振に陥った。三十四年度末の県下海面漁業協同組

合の欠損金は約六、七〇〇万円に達し、五五漁協のうち健全なものは一漁協のみで、休眠組合六、再建困難な漁協五、援助を要する漁協二五、自力再建可能な漁協一八という実態であった。

三十五年四月漁業協同組合整備促進法が制定され、同法に基づいて整備が行われることとなった。整備は、不良債権の整理・管理費の節減・増資・販売利益の増加等漁協の自主的な整備を前提とし、財政措置としては漁業協同組合整備基金や、都道府県による利子補給がなされると共に、指導事業の強化によって行われることとなった。

法制定に伴い、県は整備組合の指定・整備計画の認定・整備組合の指導・駐在指導員の派遣・合併勧告等の知事の諮問機関として県漁業協同組合整備委員会を設置して委員八人・専門委員九人を委嘱した。県は緊急度の高い漁協から指定することとし、まず、三十五年浜崎漁協を指定し、三十六年竜王漁協、三十七年名護屋漁協、三十八年仮屋漁協、三十九年浜崎漁協を指定した。指定五漁協のうち浜崎・竜王の二漁協はノリ養殖の発展と共に財務内容も好転し、竜王漁協は三十八年度、浜崎漁協は三十九年度に期間を短縮して整備を完了した。

四十年度は、玄海地区の漁業不振が深刻化しつつあることや、四十二年度から実施される沿岸漁業構造改善事業の実施体制を整備するため、法に基づく整備組合を神集島漁協・波多津漁協・呼子漁協・馬渡島漁協と一挙に四漁協に増やした。四十一年度は小川島漁協・加唐島漁協を指定した。法の規準に合致しないが整備を要する漁協についても、四十年七月県漁業協同組合自主再建促進要綱を定め、高串漁協・伊万里湾漁協・呼子海土町漁協を指定し、県単独で欠損金に見合う借入金の利息の一部を助成した。

漁協の整備は四十一年度をもって指定を終り、指定された漁協は整備計画に従い、一部には十分に目的を達成していない組合もあるが、四十五年度に事業を終了した。整備組合に指定された漁協は、法に基づくもの一一漁協、県の自主再建要綱に基づくもの三漁協であり、財政援助は基金による利子補給一、四〇八万九、〇〇〇円、県費利子補給一、一三二万九、〇〇〇円に達した。

なお、法に基づく整備事業終了後も、名護屋・小川島・呼子町の三漁協は、整備計画に基づく実行は行つたものの農林中金関係の多額の借入金を有している状況にあったので、四十八年度から五か年計画による自主再建が行われることとなった。

漁業権証券 漁業制度改革による旧漁業権の補償は、漁業権証券による資金化り交付され、本県は二億一、五七八万五、〇〇〇円であった。県は漁業権証券の分散化を防ぎ、発足後間もない漁協の基礎の確立と共同事業を推進するため、二十六年十一月、関係団体からなる県漁業権証券資金化協議会を設置した。二十七年度の第一回の証券買い上げ担保融資による資金は、九、一二四五万三、〇〇〇円で、大半が養殖施設、加工施設等の再生産用に投資され、また、漁協の増資や旧債償還等にも使用され、漁協の基礎づくりに多大の寄与をした。

系統金融 従来、水産関係の系統金融は農林中央金庫を軸に、単位漁業協同組合法の制定により漁業協同組合連合会の信用事業兼営が禁止されたため、信用事業を行う連合会（信漁連）の設立が必要となっていた。県水産業会が解散し、有明・玄海の二漁連は設立をみたが、信漁連の設立が遅れ、二十六年の台風災害、二十八年の西日本大水害の災害等

にも系統金融の利用について不便をかこっていた。

二十九年に至り、設立の機運が盛り上がり、二十九年三月三十一日、出資金五百万円で県信用事業漁業協同組合連合会が発足した。当時、信用事業を行う漁協は二一組合で、大半の漁民は預金は農協等の他の金融機関に預け入れし、農林中金等により長期資金は漁協のあつ旋等により借り入れを行っていた。信漁連発足時、資金量二、一〇〇万円・貸付金一、一〇〇万円にすぎなかつたので、県は經營基盤確立のため、三十一年度に歳計現金一、〇〇〇万円を預託し、原資の供給を援助した。

系統利用運動や貯蓄増強運動の展開により、信用事業を取り扱う漁協が増え、資金量も増加し、特にノリ養殖の進展により三十八年頃から急速に伸長し、四十七年度は一〇〇億円を突破するに至つた。この時点で漁業資金の県内自給体制が確立した。

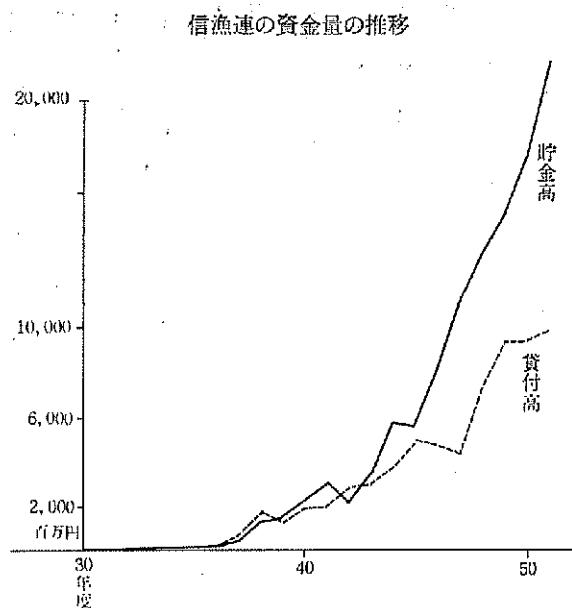
**漁業信用保証制度** 二十七年十二月、中小漁業融資保証法および中小漁業融資保証保険特別会計法の制定により、漁業信用保証制度が創立された。これは金融機関が行う中小漁業者に対する融資について、漁業信用基金協会が、その債務を保証し、かつ、その保証につき政府が保険を行つるものである。本県では県内全漁業地域を対象とする県漁業信用基金協会と、福岡・佐賀・長崎三県以西底曳網漁業を対象とする日本遠洋底曳網漁業信用基金協会がある。

県漁業信用基金協会は、二十八年四月設立認可され、県・市町村・漁協等会員九〇人、出資金二、一一〇万円で、同年七月設立された。保証内容は、総額で出資金の四倍、一会员当たり出資金の五倍を最高限度としていたが、その後、出資金の増額がはかられ、保証限度も逐年引き上げられた。保証状況は、従来、旋網漁業が大半であったが、養殖事業の増加につれて魚類養殖資金に対する保証が多くなつた。日本遠洋底曳網漁業信用基金協会にも県は一四〇万円を出資した。

**漁業金融対策** 県は出資や歳計現金の預託等を行つて、県信漁連・県漁業信用基金協会の活動の充実をはかり、農林中金等系統金融からの資金の導入に努めた。また、漁業情勢の変化、漁業の近代化、天災や公害の発生に対応して、きめ細い金融対策を講じてきた。

**漁業被害対策** としては、二十六年十月のルース台風被害対策として県水産業災害復旧融資損失条例を制定して、五、六七七万円を融資したことに始まる。その後も恒久的制度として、利子補給、災害復旧資金の預託の付加等の改善を行い、災害の発生のつど適用した。四十二年のノリ白グサレ災害には天災融資法の発動を促した。

また、四十八年六月起きた第三水俣病事件では、県漁業經營安定応急



資料：水産室

災害復旧等融資資金

融資資金名	融資金額
26年 ルース台風災害資金	56,770
28年 2号 タ	19,910
28年 6、7月水害復旧資金	82,000
29年 台風災害 タ	26,770
有明海エビ、アミタ	7,550
31年 台風災害 タ	28,300
34年 タ タ	34,678
36年 タ タ	32,881
37年 1、2月豪雪被害資金	39,202
38年 タ タ	9,400
42年 ノリ災害融資事業	130,000
44年 重油被害漁業者融資事業	57,000
48年 漁業経営安定応急対策資金	300,000
48年 水銀等汚染被害漁業経営資金	556,129
49年 沿岸漁業経営安定特別資金	104,775
計	1,485,365

資料：水産室

対策資金利子補給制度を急ぎよ設定して対応したが、国がこれに關して特別措置法を制定したので、該当区域は同措置法により国・県・市町村がその利子補給を行つた。

三十四年九月には県沿岸漁業振興資金融資制度を設け、零細漁業者の小口資金の融資の確保に努めた。四十年七月には不振にあえぐ玄海漁業近代化資金助成法が制定され、国や県の利子補給が行われることとなり、県は同年十二月利子補給制度を設けた。四十四年には漁業ヨックは、漁業燃油に異常な影響を与え、漁業經營の安定策として、四十九年八月、県沿岸漁業經營安定特別資金利子補給金交付要綱を制定した。そのほか、魚類の回遊減等の不漁対策についても、そのつど金融措置を講じた。

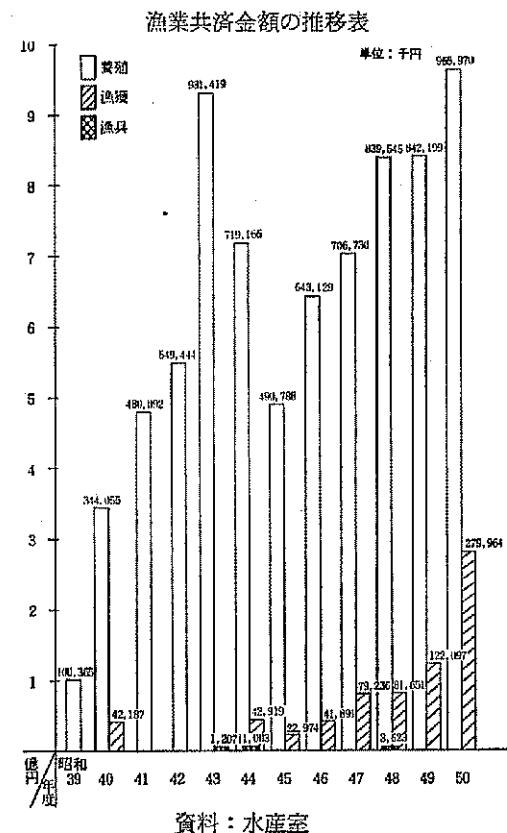
**漁業損害 船舶保険**は、昭和十二年漁船保険法が制定されたことによ  
補償制度 つて創始され、十四年十月、県漁船保険組合が設立された。

戦後は漁船勢力が戦前を上回る程になつたが、保険引受漁船が少なく、その上、事故の多発から運営は不振を極めていた。このため、漁船保険制度の抜本的検討が行われ、二十七年四月、漁船損害補償法が制定された。新制度は社会保障的色彩を導入し、漁船保険組合がその組合員に対して負う保険責任を政府が再保険することとなつた。その後、沿岸の小型漁船の加入を促進するため、三十五年四月法律の一部改正が行われ、義務加入制を創設して、保険料の一部を国庫負担とし、漁協単位の集団加入方式が取り入れられた。この結果、三十五年には加入率五〇%を越したが、県はさらに加入率を高めるため、三十六年十月、県漁船保険事業補助金交付制度を設けて、県・市町村が賦課保険料の四分の一を各々補助したところ、加入隻数は年々増加してきた。

漁業共済制度は、三十九年七月漁業災害補償法の制定により、同年十月県漁業共済組合が設立された。この間、三十二年十月漁業共済の試験実施が全国水産業共済組合（全水共）で行われ、本県では三十三年八月玄海漁連内に全水共の事務所を設置して、漁業共済事業の可能性を検討してきた。三十七年から三十八年にかけて、豪雪・長雨・冷水塊等の異常災害が累発し、恒久的な災害補償制度の確立を望む漁業者の声が高まり、三十九年前述の法律の制定をみた。

この制度は漁獲共済・養殖共済・漁具共済の三本建てであるが、ノリ養殖共済から始まった。その後、制度の手直し、法律の一部改正が行われ、漁業者の助け合いの範囲の支払責任は漁業共済組合と連合会が受け持ち、それを越える危険部分は国が支払責任を受け持つ災害補償制度へ

と改善された。五十年度における共済は漁獲共済三〇六件・二億七・九九六万円、また、養殖共済の内訳は、ノリ七二一件・九億一、八〇〇万円、真珠関係一〇六件・三、二一九万円、魚類養殖二〇件・一、四六五万円であり、ノリ養殖の多いのが特色である。



### (七) 漁港の整備と漁船の近代化

漁港法の制定 玄海は屈曲に富む岩礁型の海岸で、漁港は天然の湾入を利用しておらず、水深も深く恵まれた状態にある。一方、有明海は広大な干潟を抱えた干満の差の大きい海で、毎年浮泥が堆積するため、河川を利用した小漁港が多く、玄海と比べれば全く対照的である。

漁港整備は戦前から漁業協同組合を中心に、船溜・船揚場等の共同利用施設に国庫補助が行われてきた。戦前における本格的漁港修築事業である伊万里漁港は時局直救対策事業によるものであった。

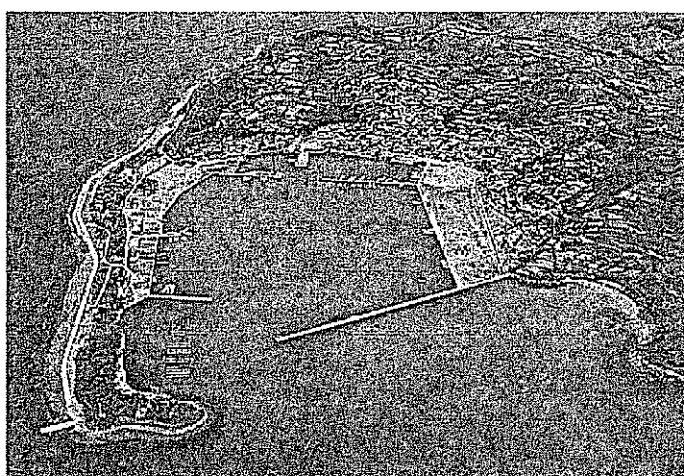
戦時中は漁港建設事業も中断したが、戦後は漁船勢力が急速に復活したため、漁港整備は二十二年から公共事業としてはじめられた。二十四年十二月に新漁業法が制定され、沿岸・遠洋漁業とともに全国的に躍進期を迎える漁業基地としての漁港の整備拡充が要請された。従来の漁港整備事業は全体的計画性に欠け、事業費もそのつど予算計上され、中途半端な事業になることが多かった。

二十五年五月漁港法が制定され、防波堤等の基本施設・給油・漁獲物処理施設等の機能施設を一定区域内に整備することとなった。事業も漁港修築事業を中心長期的計画に基づいて行われることになり、併せて漁港の種類・区域・管理責任も明確にされた。

漁港の指定は、農林大臣が漁港審議会の答申に基づいて行い、漁港の種類は、その利用範囲に基づいて、つぎの五種類と定められた。

第一種漁港 その利用の範囲が地元の漁業を主とするもの（小型船が主体になる）

第二種漁港 その利用の範囲が第一種漁港よりも広く、第三種



神集島漁港 (第2種漁港)

漁港に属さないもの

第三種漁港 その利用範囲が全国的なもの

第四種漁港 離島その他辺地にあって漁場の開発または漁船の避難上

特に必要なもの

特定第三種漁港 第三種漁港のうち水産業振興上特に重要な漁港で政

令で定めるもの

**漁港の指定** 本県の漁港は、二十六年から二十九年にかけて数次にわたって五一港が指定をうけ、その種類は、第三種呼子漁港一、第二種唐房漁港等七、第一種四三港であった。その後、地方港湾との関連などから、若干の変更があり五十年度末では第三種一、第二種一二、第一種三九、計五三漁港である。

漁港の管理は、従来は市町村や漁協が行い、管理責任や漁港区域もあいまいであったが、漁港の指定により漁港区域は明確にされ、管理も地方公共団体が行うこととなった。県は二十八年十二月から漁港の管理者を指定し、三十三年七月には漁港管理規程を設け、漁港の適正な維持管理を行うこととした。漁港の管理者は漁港の所在する市町村を指定した。

三十一年海岸法が制定され、漁港区域内の海岸保全事業については漁港管理者が行うこととなつたが、県は同事業の円滑な推進をはかるため、漁

港管理者を県が肩代りして、海岸保全事業を行うこととした。四十一年度まで外津漁港外三港、四十二年度名護屋漁港、四十四年度仮屋漁港、四十八年度高串漁港、四十九年度呼子・唐房漁港を県管理漁港にしたが、このうち、駄竹・多良漁港は四十九年度に町管理港に戻った。

**漁港修築事業** 二十一年度から公共事業として、まず片島漁港が取り

種 別		年 度	漁港数	事 業 費 (千円)
公 共 事 業		昭和22 23 24 25	1 2 2 2	{ 不 明 14,000 18,025
		小 計	3	
第1次漁港修築計画 (年 度 26 ~ 29 計画量 621,921千円 達成率 17.4%)		26 27 28 29	3 4 5 5	36,500 25,500 34,305 28,763
		小 計	6	125,068
第2次漁港修築計画 (年 度 30 ~ 37 計画量 750,714千円 達成率 71%)		30 31 32 33 34 35 36 37	5 6 4 5 6 6 7 6	26,300 28,543 32,441 40,700 70,390 80,000 68,700 79,738
		小 計	9	426,812
第3次漁港修築計画 (年 度 38 ~ 43 計画量 1,026,100千円 達成率 60.9%)		38 39 40 41 42 43	6 7 7 7 7 7	89,008 98,140 113,900 101,500 105,227 116,957
		小 計	7	624,732
第4次漁港修築計画 (年 度 44 ~ 47 計画量 1,305,700千円 達成率 85%)		44 45 46 47	7 7 7 7	156,477 180,354 310,431 462,277
※48年度は第5次にくり入れ		小 計	7	1,109,539

資料：水産室

上げられ、二十三年竹崎漁港、二十五年名護屋漁港と、つきつき工事が行われた。

二十五年漁港法制定により計画的に実施されることになり、二十六年第一次漁港整備計画（二十六年度～二十九年度）が決定し、全国で四〇港の整備が行われることとなつた。本県では第一種漁港の仮屋・向島・竹崎、第二種の名護屋・浜・小川島・高串が採択され、各々年次計画に従つて事業がなされた。

三十年七月第二次整備計画（三十年度～三十七年度）が決定し、新たに第一種多良・神集島、第二種小友、第三種呼子が採択された。

從来漁港修築事業の経費負担区分は、國四、県二・五、市町村三・五の割合で、財政力の弱い市町村は地元負担金のねん出に苦しみ、工事の休止を余儀なくされる所もでた。このため三十一年度から国の補助率が五割に引き上げられ、また、二十八年離島振興法が制定され、離島の漁港修築には高率の国庫補助がなされることになり、小川島・神集島等玄海の離島の漁港は急速に整備された。

三十八年から第三次整備計画（三十八年度～四十三年度）が開始され、第一種高島・加唐島、第二種道越が新規に採択され、第四次計画（四十四年度～四八年度）では新たに第二種波多津が加わった。四十七年度末で全体の進捗率は八五%となり、四九年より第五次計画（四十九年度～五十四年度）にはいり、事業は着々と進行している。

漁港局部 改良事業 漁港の改良工事を目的として始められた。負担割合は国三・三、県一、市町村五・七であったが、四十二度になり、國五、県一・五、市町村一・五と改められたので、事業量が増大した。

漁港改修事業 漁港修築事業を補足し、水産業の情勢の変化に応じて弾力的な整備促進をはかる新規事業として、三十八年度に設けられた。

この事業は、一港当たりの事業費は三、〇〇〇万円～一億円の範囲で漁港修築事業より小規模で、漁港局部改良事業より規模の大きい事業である。第三次漁港整備計画の一環として設けられたもので、修築事業に採択されない漁港を対象に、緊急に整備を必要とする漁港について実施された。国庫補助率は漁港修築事業と同一であり、三十八年度七漁港、四十四年度一四漁港、四十九年度一四漁港が採択され事業を行つた。

県漁港小 規模事業 県漁港小規模事業費補助金交付制度（県単独事業）を設けて、市町村が行う事業費五〇万円～三〇〇万円の国庫補助対象外の漁港整備事業に対し、県費三分の一を補助した。同事業は、河川やみお筋の小規模漁港の多い有明海沿岸の漁港を中心に実施され、物揚場に悩む有明海漁業者は好評を博した。

漁港関連道 四十年度から農林漁業用揮発油税に関する税制の代替措置の一環として、漁港関連道路整備事業に国庫補助が行わることとなつた。国庫補助率は主要関連道は離島四分の三、その他三分の二、一般関連道および付帯関連道二分の一であり、県内では四十年度から四十五年度にかけて一〇漁港について実施された。

漁船法の制定 従来、船に関しては、船舶法・船舶安全法により規制を受けていたが、五t未満の船・無動力船は適用外とされたので、小型船主体の沿岸漁業にあっては全く自由であった。

戦争によって大量の漁船を喪失し、昭和二十年には二、七〇六隻に落ちこんだ。戦後は食糧緊急増産の指示で、あらゆる船が漁業に参加した

ため、漁船勢力は急速に回復し、二十二年には早くも五、七五九隻に達するなど、戦前を上回る水準に達した。漁船の性能の向上と漁業生産力の合理的発展を促すために、二十五年五月漁船法が制定され、五t未満の動力漁船、一t以上の無動力漁船も、この適用を受けることとなつた。

この法律では、漁業調整その他公益上の見地から、漁船の建造の調整を行い、また現有の漁船は漁船原簿に全部登録し、各漁船には登録番号を表示し、さらに漁船性能が標準規定に適合しているか否かの検査を行うことが規定されていた。



(川副町) 昭和41年2月

漁船勢力の推移は二十六年には動力漁船二、八一九隻・一t以上の無動力漁船は三、五八一隻・計六、四〇〇隻となつたが、しかし、災害と沿岸漁業の不振で、三十二年には四、〇二〇隻と落ちこんだ。その後玄海は旋網漁業の不振から釣漁業への転換、有明海は、ノリ養殖業の振興によつて、五t未満の動力漁船は漸増し、四十年度からノリ養殖用角船が漁船として取扱われることにな

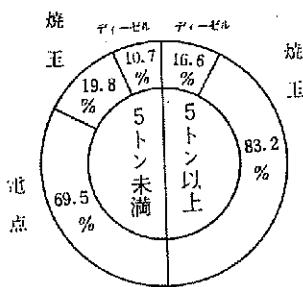
たことも反映して、無動力漁船は急激に増加し、五十年度の漁船数は六、一三〇隻に達した。

**漁船の近代化 合成繊維**

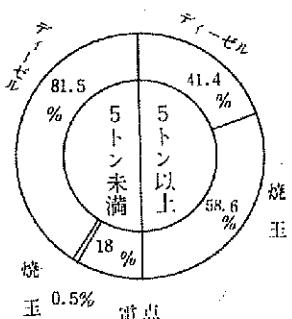
漁網・ナイロンロープ等漁具の発達とともに、漁船の運航機器・船内設備等も著しく近代化された。

漁船機関は二十六年頃より焼玉エンジンからディーゼルエンジンへと更新し、四十年代には全船ディーゼルエンジンとなつた。玄海地域では沖合漁業の進展に伴い、漁船の大型化が行われ、船員居住室の改善、漁獲物の鮮度保持を良くするための船倉の改良、航海安全のための無線設備、あるいはレーダー・ローランの設置等が行われた。さらに、沿岸の小型漁船を対象とした無線設備として一ワット

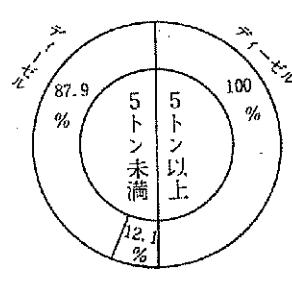
#### 漁船エンジンの変遷



29年度



39年度



49年度

資料：水産室

漁業用海岸局が四十六年小川島漁協に設置した。

また、四十六年度にF·R·P（強化プラスチック）漁船が出現したことは、漁船界の革命的事項である。沿岸漁船は古来から木造船が主体で、大型漁船は鋼船、あるいは木鉄鋼船が建造されたが、F·R·P漁船は浮力があり、腐蝕することがないので、耐用年数が木船より長い利点がある。このため五t以下の船に普及し、五十年度は一、六五〇隻と全体の二七%で、そのうち有明地域は、一、三一五隻と有明全体の三七%を占めるに至っている。

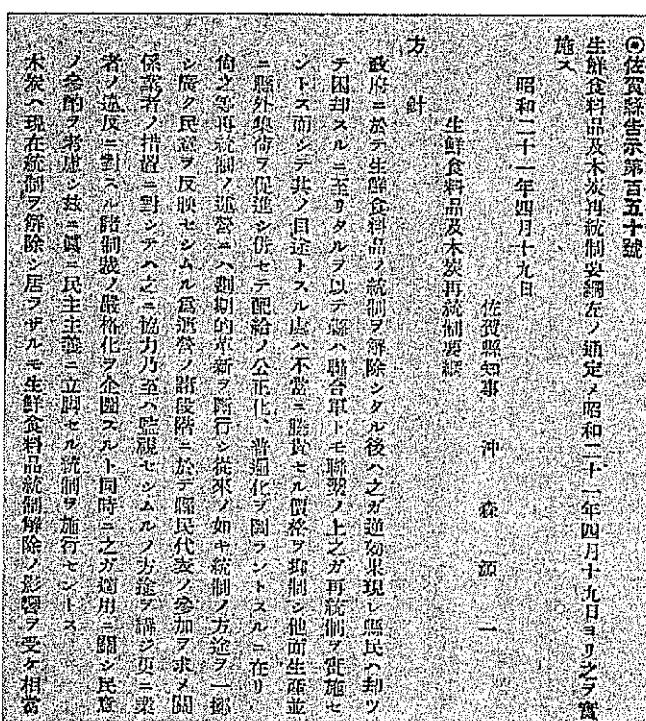
#### (八) 水産物の流通

水産物の 戦時中の昭和十八年二月から水産物の配給統制が施行され配給統制 た。このため、同年三月に魚市場・生産者・小売業者によつて県魚類配給株式会社（県魚配）が設立され、県が水産業会・漁業会に出荷割当を行い、出荷された漁獲物は県魚配が引取り、各地の配給機関を通じ消費者に配給した。

終戦とともに人口増加・食糧難により、ヤミが横行し、統制体制が全く乱れ、その上占領軍指示により二十年十一月二十日統制を廃止した。当時は、漁業用資材もヤミ価格で入手しており、鮮魚はたちまちのうちに統制時のヤミ価格の三~四倍に高騰した。また、販売をめぐり県水産業会と県魚配との間に確執が発生し、そのほか炭鉱等の大口消費者の大量買付、運搬船による大都市への横流れがあり、一般消費者へ配給されるものが極端に不足する状態にまで至った。県は水産業会と魚配との紛争を調停するとともに、二十一年一月には鮮魚の標準価格を設定して、魚価高騰の鎮静をはかった。

同年三月、占領軍の指令により再び水産物の統制が施行された。県は

四月生鮮食料品及び木炭再統制要綱を定め、集荷の確保・配給の公正・公定価格の厳守を行うこととした。集荷は陸揚地を指定し、漁業資材の割当は出荷量に応じたりんご制とした。配給は、指定荷受機関が人口割により配給計画を立て、末端配給には消費者の監視制度を設けた。さらに、七月には県水産物配給統制規則を設け、本県に住所や事業所をもつ漁業者には鮮魚の県内陸揚げを義務付けし、県水産物荷受組合等を荷受機関に追加して出荷競走を刺激する一方、需給調整機関として水産物配給管理委員会を設けた。さらに、二十二年五月には鮮魚配給登録制度を設けて、消費者は小売店舗に登録することとなつたが、最低登録人口に



生鮮食料品及木炭再統制要綱

満たない小売店舗は登録店の資格を喪失するため、必然的にサービス競走を刺激した。漁業の生産復興とともに、配給統制は逐次撤廃され、二十四年十一月から鮮魚は自由販売に復帰した。

魚市場の復活と魚統制の廢止で漁魚配は解散し、魚市場は從來の姿市場条例の制定に戻った。自由経済時代となって、仲買人の独立、漁協の荷捌所の復活、他産業からの新規参加もあって、市場が乱立状態にあった。中でも佐賀市には四市場が競合して過当競争を行い、仲買人の争奪等から売掛金の回収難に陥り、營業不振の状態となつた。二十六年に至り、合併の機運が盛り上がり、六月県魚市と県水產物の二社に大洋漁業が資本参加して佐賀魚株式会社が設立をみている。また、全国的にも大企業の資本参加による魚市場の系列化が目立ってきた。

二十七年度末の魚市場数は、生産市場一七、消費魚市場二三、計四〇に達していた。乱立した魚市場では、鮮魚の集荷、魚市場の正常な經營、公正な競争の実現、妥当な魚価の形成ができず、また衛生施設の不備が目立つなど、市場の合併による適正規模の魚市場の整備が要望されていた。

三十一年一月県魚市場条例を制定し、漁協の共同販売所を除き、魚市場の設置は一市町村一か所以内を原則として、合併を推進することとし、同年八月、関係者による県魚市場審議会が設置された。また、魚市場の開設許可期間は五年であるが、合併の対象地区については一年毎の更新とした。合併対象地区は、唐津市・佐賀市・武雄市・鹿島市の四市が指定された。

魚市場の合併 条例制定により合併の促進を急いだが、経営権・大手資本との提携関係・仲買人・魚市場の位置・人事問題が複雑に絡み、合

併は難航した。

唐津港には、玄海漁連市場・唐津魚市場・唐津中央魚市場・大成魚市場の四市場がつい立し、乱立状態であったが、合併の機運が醸成され、三十二年四月、玄海漁連市場は生産者の魚市場の性格から参加を見送り、他の三社は合併に賛成し、同年七月、株式会社唐津魚市場が設立された。

佐賀市は佐賀魚市場、佐賀第一魚市場、西与賀蒲鉾協同組合今津魚市場の三者があつて、たびたび合併の協議はされたが、不成功に終つている。

鹿島市では鹿島魚市場と浜魚市場があり、また、その周辺には塙田町魚市場、嬉野町魚市場もあり、一時は広域的な合併の機運にもなつたが、結局は浜魚市場と塙田町魚市場が四十七年合併して、佐賀南部魚市場として鹿島市内に設立された。

武雄市では武雄魚市場、高橋魚市場が隣接の大町町の杵島魚市場と二者で四十二年佐賀西部魚市場を設立した。

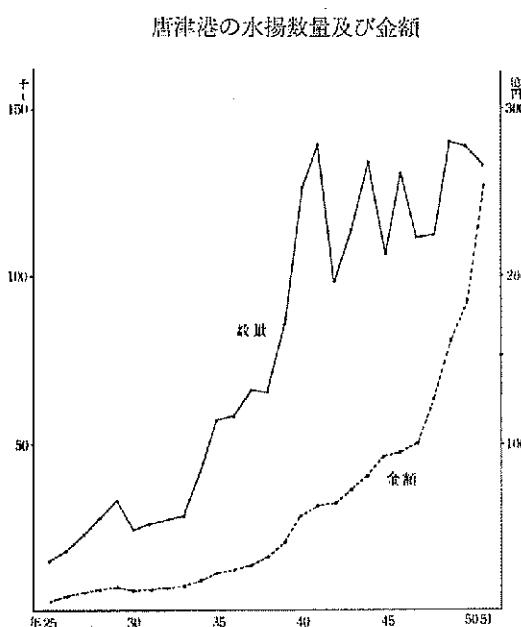
同年、呼子町では呼子漁協市場と株式会社呼子魚市場が合併して別会社による呼子新魚市場が設立され、また五十年四月、白石町魚市場と山口魚市場が合併して杵島魚市場が設立された。

卸賣市場条例 経済の広域化、交通網の整備が進み、從来の一市町村一魚市場の考え方から広い地域毎の卸賣市場構想へと変ってきた。四十年の魚市場経営体は株式会社五、有限会社二、中小企業協同組合五、漁協七、個人四、計三三市場があつた。唐津地区の生産地市場と主要都市の消費市場の取扱高は年々伸び、一方、有明海地区はノリ養殖への転換により漁協経営の市場は逐次廃止されて、また、他の地域は伸び悩み

の状態であった。特に唐津地区の伸びは著しいものがある。

このような現状にかんがみ、県は四十三年八月広域圏の県魚市場整備計画を策定した。唐津・伊万里の二つの生産市場地域と、佐賀・佐賀西部・佐賀南部の三流通圏の消費地域に区分し、大型の卸売市場を設ける方針であったが、資本投下に難があつて実施をみていない。

四十六年四月卸売市場法が成立した段階で、再度検討が行われ、県内事情を考慮して売場面積二〇〇m<sup>2</sup>以上を対象とした県卸売市場条例をつくり、四十七年一月から施行した。これにより二〇〇m<sup>2</sup>以下の小市場は規制しなくなった。その後も県は市場の公共的性格を重視して整備統合をすすめ、消費都市の拡大化を配慮しつつ、中央卸売市場の開設に努力している。



資料：水産室

唐津水産埠頭 戦前の

唐津港は石炭の積出港や大陸貿易港として栄え、

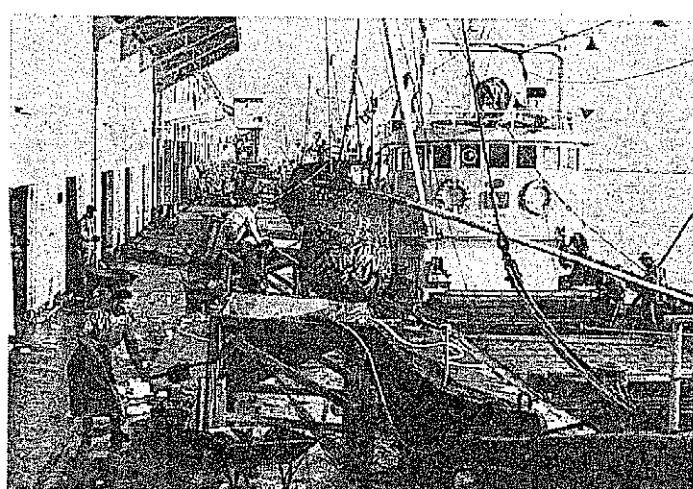
水産港としてはむしろ伊万里漁港が以西底曳漁業の基地として盛んであった。

戦後は緊急食糧増産の指示もあり、漁船群の再興がはかられ、県内に主たる根拠地を有する機船底曳網漁船は、二十三年六月末で五八隻に達した。

特に唐津港は三八隻を有し、以下、伊万里港を有し、以下、伊万里港一八、呼子港二であり、唐津港は水産港として急速に発展していく。

戦後、大陸貿易が途絶し、石炭の増産が占領軍の指示で強行され、唐津港は水産物の水揚げと石炭積出しの基地となり、二十二年以降は、運輸省の直轄工事で港湾整備がすすめられた。製氷施設・貯水施設・給油施設・加工施設・輸送施設が着々と整備されたが、福岡市の漁港区の整備が早かったため、以西底曳漁船の大部分が根拠地を福岡市に移す状態が出てきた。

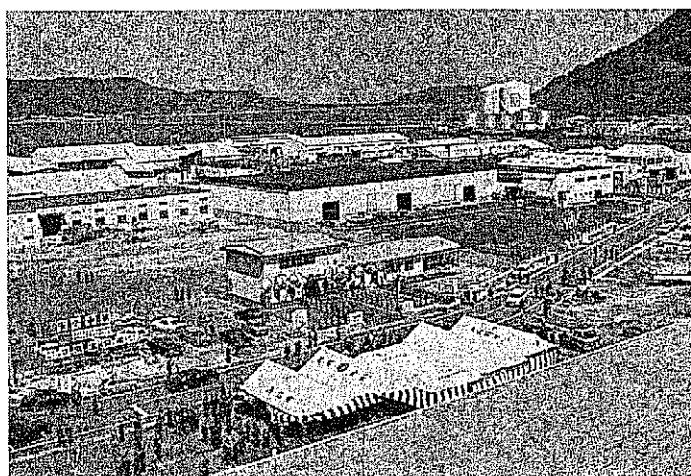
施設の整備ができ上ると、アジ・サバを中心とする大型の旋網漁船の水揚げが次第に増加し、石炭の増加とともに、港内は狭あいとなつ



唐津西港のアジ、サバの水揚げ 昭和43年4月

た。新たに唐津東港の整備が始まられ、これを商港とし、西港は水産専用の埠頭の整備を行うことになった。また、三十二年七月、唐津港の魚市場の合併により、荷受機關としての集荷能力・経営基盤は強化された。その後はアジ・サバを主体に、年々漁獲高は伸びて、三十八年六万五、〇〇〇t、四十年十三万六、〇〇〇tと飛躍して、西日本有数の水産物水揚港に成長した。

このころ、東北地方はサンマの豊漁から大量販乏の形態が現われ、アジ・サバ類の多獲性魚類についても、魚価安定対策として、日本遠洋漁網組合が工費二億四、五〇〇万円で唐津市に冷凍・冷蔵・製氷施設を三



十九年五月建設した。三十六年度からは主要な消費地や產地の市況を的確迅速に把握するため、水産物市況產地受信事業が開始された。

唐津水産加工 団地の建設 加工産水 唐津水 唐津水産加工センター  
唐津港 の水揚 の歩み（園田十四三著）  
九、〇〇〇tと上昇し、大部分は鮮魚出荷され、東京・阪神方面に向けられた。四十二年ごろから加工施設が充実して、加工事業が活発になり始め

たが、加工副産物の処理等から公害問題を惹起した。唐津港の水揚げはさらに増加することが予想され、加工事業の拡大も必然的となることから、県は四十四年公害の防止と、水産加工業の近代化のために、唐津西港水産埠頭の地先に水産加工団地の建設を計画し、四十五年水産物流通形成調査の地域指定を受けて四十七年度より着工した。

五十年度には化製工場、魚体処理等の公害対策施設を始め、各加工場の設置も完了し、操業を開始した。特に唐津地域の零細な蒲鉾業者の協業化による経営体を参加させたことが注目される。

#### 参考文献

- 一 県水産要覧（二十七年、三十年、三十二年、三十三年、三十六年、三十九年、四十五年）
- 二 有明水産要報第一編～第三編（水産庁有明海漁業調整事務局発行）
- 三 農林行政史第一四巻（農林省編）
- 四 県水産試験場報告
- 五 県養殖試験場報告
- 六 佐賀有明海苔の歩み（園田十四三著）
- 七 海苔の歴史（全国海苔問屋協同組合連合会発行）
- 八 水産業協同組合史
- 九 県漁業信用基金協会二十周年記念誌
- 十 県信用漁業協同組合連合会事業概要
- 十一 伊万里漁港修築計画書（県文書庫保管）
- 十二 漁港二十年史
- 十三 県卸市場整備計画（昭和四十三年八月）
- 十四 唐津港水産物流通加工センター形成調査報告書（昭和四十七年三月）
- 十五 築後川調査報告書（昭和四十三年十月）